

## 速記録

### 第2回吉野川流域住民の意見を聴く会 (下流域)

日 時 平成19年1月20日 (土)

午後 1時 0分 開会

午後 6時 0分 閉会

場 所 吉野川市文化研修センター

1階 多目的室

[午後 1時 0分 開会]

## 1. 開会

○司会

ただいまから、第2回吉野川流域住民の意見を聴く会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省徳島河川国道事務所副所長の眞鍋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

1点、お願いがございます。おたばこについてですが、館内は禁煙となっております。喫煙場所は1階玄関を出て右手となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、配付資料のご確認をお願いいたします。配付資料の1枚目に配付一覧表がございます。ここに記載の資料を配付いたしておりますので、ご確認ください。不足がございましたらお近くの係員までお申しつけください。

次に、参加者の皆様をお願いがございます。本会議の参加にあたりましては、配付資料の中に資料2、「『吉野川流域住民の意見を聴く会』グラウンド・ルール」という資料がございます。この4ページをお開けください。中ほどに「4. 1参加者」という項目がございますので、一度お目を通していただき、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては、会議終了後ホームページに公開する予定です。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事進行表に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、初めに開会にあたりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷がごあいさつを申し上げます。

## 2. あいさつ

○河川管理者

皆さん、こんにちは。ただいま紹介していただきました四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。今回、吉野川河川整備計画について、流域住民の皆さんのご意見を聴く会、2回目ということでございますけれども、開会に先立ちまして少しごあいさつをさせていただきます。

この吉野川の河川整備計画の策定につきましては、昨年の6月23日に吉野川水系河川整

備計画【素案】という形で素案を発表させていただき、この素案に対して丁寧に幅広く、公平に流域の多くの方々からご意見をいただきたいということで、吉野川学識者会議、吉野川流域市町村長の意見を聴く会、それから吉野川流域住民の意見を聴く会ということで、各流域につきましては各会場に分かれまして6月の末から9月の末にかけて11回の会議を開催させていただきました。

また、この間を通じましてパブリックコメントといいますか、皆様のご意見を会場以外の形、それぞれの形で受け付けまして集めさせていただきました。これらさまざまな機会を通じまして、約800件を超える数多くの貴重なご意見をいただきました。今回、この皆様からいただいたご意見をもとに素案を修正させていただきました。吉野川水系河川整備計画【修正素案】という形で公表させていただきました。これが昨年12月18日にこの素案、それから、いただいたご意見そのもの、それからご意見・ご質問に対する四国地方整備局の考え方ということについて公表するとともに、さらに今後、修正素案に対しての地域の方々のご意見をさらに集める方法につきまして、こういう会議の開催予定等を具体的に公表させていただいたところでございます。

この吉野川水系の河川整備計画の策定にあたりましては、これからは修正素案について、さらに質疑応答や意見交換を通じて再度ご意見をいただきまして、いただいたご意見について、できる限り反映できるものについて反映させて素案を修正していく。修正素案をさらに修正していく、そういう過程を繰り返して実施していきたいと考えております。

私が言うまでもなく、流域の皆さん方がよく御存じのとおり、吉野川では平成16年、17年と大きな災害が、たまたま18年は大きな水害、それから濁水まではいきませんでしたけれども、連年にわたるような洪水被害とか濁水被害が発生しております。流域住民の皆さんの生活に多大な影響を及ぼす吉野川の改修につきまして、早期に吉野川水系河川整備計画を策定し、必要な河川整備につきましては着実に実施していきたいというふうに考えています。本日は、この吉野川水系河川整備計画【修正素案】につきまして、流域の皆様方のそれぞれの立場での河川整備に対する具体的なご意見をお伺いしたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますけれども、開会のあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いたします。

### 3. 議事 (1)

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について

○司会

ありがとうございました。

次に、第2回吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明させていただきます。今回、開催する吉野川流域住民の意見を聴く会におきましても、前回と同様に公平で中立的な立場から議事を進行する目的で、会議の進行役を特定非営利活動法人コモンズにお願いしております。このような立場の方はファシリテータと呼ばれ、近年このような会議の進行役として多く導入されるようになってきております。

それでは、ファシリテータを引き受けてくださいましたコモンズの代表理事である喜多さんより吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明をいただきたいと思います。

それでは、喜多さん、よろしくお願いいいたします。

○参加者（Aさん）

議事進行について。

○司会

はい。

○参加者（Aさん）

私は、当吉野川市の鴨島町上浦に在住いたしておりますAと申します。家代々農業をやって今日まで過ぎておるわけでございますけれども、本論は次の意見交換の発表のところで申し上げます。議事に先立ってこのコモンズという組織、それはボランティアでやっておられますかどうか、それをお聞きしておきたいと思います。

それから、もう1つは、昨年、阿波観光ホテルで学識者会議があり、その後、当地の近くのセントラルホテルでこうした会があったわけでございますけれども、その後の7月25日に市町村長の意見を聴く会が徳島の建設センターでありました。その後に、私どもの耳に入っておりますのは、国土交通省の職員のどなたかがそれぞれの市町村役場を訪問されて、そして市町村長から意見を聴く、そのことについての打ち合わせをして回っておるのではないかというふうなことを聞き及んでおります。そういうことを、まずこの会議に入る前にお聞きしておきたいと思います。もし、そういうことが事実であれば国土交通省は市町村役場の長とやらせでないか。

それから、コモンズさんがボランティアでないとしたら、これは国土交通省に金魚のふんでつき回って、そして仕事をもらってこうした会議に臨んでおるというふうな、暴論であるかもしれませんけれども、まずもってお聞きしておきたいと思います。

○司会

ボランティアの件については、コモンズの方から回答するのでいいでしょうか。

それと、市町村の関係については、事務局の方から答えをいただきたいと思いたすので、順番にまずコモンズさんの方から。

○ファシリテータ

コモンズの代表をしております喜多と申します。

今回の件は、私どものホームページでも公表しておりますけれども、国土交通省が今回の運営の庶務を委託しているコンサルタント会社の「いであ」という会社なんですけれども、そちらがございまして、そちらから委託を受けて私どもは進行の業務を行っております。ただし、会の進行を中立・独立の立場ですということ、会の主催者である国土交通省とは協定書を取り交わしております、その中で中立の立場で会を進行する立場を担保していただくために幾つかの条件を定めてございまして、それに基づいて会を進行しております。ですから、委託は受けておりますけれども、それは進行上必要な業務ということで、その業務費はいただいておりますけれども、それによって招集者である国土交通省の意向にのっとった会の進行をしておるといふふうには考えておりませんので、ご了解いただければと思います。

○司会

はい、1点目は今の説明のとおりです。

2点目について。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長をしております佐々木でございます。

2点目の市町村長さんへのご説明の件でありますけれども、第2回目の、市町村長の会についてもこれから実施をするということになりますが、その前に今回の1回目の意見をいただいた修正案というのをお手元にお配りしておりますが、これの内容について、市町村の事務方の方から会議の前に概要を教えてくださいたいという問い合わせが来ているところがございます。それを受けまして、希望をすところについては事前に市町村長さんにお会いして、この変更、修正素案の概要についてご説明をさせていただいているところであります。

○参加者（Aさん）

コモンズさんの方に要望しておきますが、この流域住民というのは、いわゆる国土交

通省の職員の皆さん方みたいに頭脳明晰の方もあられるけど、そうでない一般的な方もたくさんおると思いますし、私もその一員であります。従って、この会での発言や、あるいは誘導、そういうことについては絶対になされないように。協定書を結んでおるのだったら忠実にそれを守って、そして会議を進行してほしいと私は思っております。

なお、おたくの文書を見ても片仮名がたくさんあります。私は自慢でないけれども、いわゆる戦前・戦中派でございます。ですから、鬼畜米英と言っておったときの学生でございますから、英語は学校の学習で学んでおりません。自慢でないけれども、この土地で生まれ育って、いわゆる日本人です。ですから、日本語を大事にするし、日本語を基調とした生活をしております。皆さん方もいかに知識や、あるいは学識があってもやっぱり日本人なら日本語をたくさん使った表現で文書をつくってほしいと思います。それは国土交通省の職員の皆さん方にも申し上げておきたいと思っております。

先ほどご答弁いただいた件でございますけれども、役場の方から照会があったというふうなお話でございますけれども、出かけていったか出かけてこられたか、それはお互いの何と申しますか、私は確認しておりません。ですから、それは国交省の方の皆さんの、いわゆる良心で、非常に皆さん優秀でございますけれども、翻って言えば悪知恵にもたけとるかもわからん。そういうふうな気持ちが流域の皆さんにたくさんあって、今日出席しておる人は主催者よりも、いわゆるお客さんがすくない。それはなぜかといいますが、私は不信があるんだと思うんです。私がひとりそう思っるとるんでなしに、経済新聞社の平成18年7月18日の記事に、国家公務員に対する信頼度は11%、前年度よりも何%かまだダウンしておると。そういう中でのこうした会議でございますから、皆さん方は何かのための世論づくりの会議であるというふうなことでないように、本当にこの吉野川というものを大事にしていくのだということで会議を進めていただきたい。

会議に先立ってお願い申し上げます。

○司会

それでは、先ほどの件に戻させていただきます。

議事の進行について、コモンズの代表理事である喜多さんよりご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ファシリテータ

改めまして、皆さん、こんにちは。コモンズの喜多と申します。

コモンズというのは片仮名で申しわけないのですが、僕たちは新しい公共という

ような意味で使っている言葉でして、こういった会議も住民の皆さんと事業者が一緒になっていい計画をつくっていかうという市民参加の場なわけです。そうした場において、お互いにそれぞれ専門の立場、分野は違いますけれども、それぞれの皆さんが集まって、コミュニケーションと書いてしまいましたけれども、円滑な話し合いができるためには、やはり間に立って難しい専門用語をひもといていったりとか、そういった形の中で皆さん方が十分に納得できる話し合いができることが非常に重要だと考えておりました、そのためにファシリテータと言われてはいますが、進行役というのを今回やることになっています。

私どものNPO特定非営利活動法人については、こちらの書類に書いてはいますが、またご確認していただきたいということ。また、この会についても私どもなりの、スタンスと言ったら怒られますが、片仮名を使っていますけれども、役割、立場について、こういうふうに考えてこの会に臨んでいるということもこちらの方に示しておりますので、ご一読いただければと思います。

それから、会の進め方について皆様方に幾つかルールという形でお約束事をお願いするんですが、これは後ほど改めてご説明いたします。

もう1つ、お手元にこの水色の用紙がございます。「匿名による意見表明について」という用紙ですが、この場は公開で行っていますので、皆さん方はご自由に発言していただいて結構ですし、意見記入用紙というのも事務局から用意されている書類がございます。それらについては、皆さんのお住まいの所在地とお名前を伺った上でご意見をちょうだいすることになってはいますが、やはりちょっと名前を明かすのは都合が悪いのだけれども、きっちり言っておきたいことがあるという方がいらっしゃるかもしれません。そういった方のために、私どもの方で匿名による意見を募集しております。これはこの用紙の裏面に記入欄がございますので、これにご記入いただいてファックスで送っていただいてもいいですし、後ほど私どものコモンズという名札をつけている者がおりますので、そちらの人間に直接渡していただいても結構です。

また、ホームページも設けてございますので、そちらの方から書き込んでいただいても結構です。この場合は、お名前とかそういった個人情報を一切伏せた上で、いただいた意見内容だけをきっちり国土交通省の方にお伝えするようにしたいと思いますので、そういった形で匿名の意見表明というのを、もし希望される方がいらっしゃいましたらこちらの方にお寄せいただければと思います。

以上です。

○司会

喜多さん、どうもありがとうございます。それでは、ここからの議事はファシリテータにお願いいたします。本日のファシリテータは commons のメンバーである澤田さんが務めていただけるとお伺いしております。

それでは澤田さん、よろしくお願いいたします。

○ファシリテータ

皆さん、こんにちは。今日の進行をさせていただきます commons の澤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の進行ですが、皆さんのお手元に資料1がございます。ちょっとごらんになってください。資料1にありますように、ちょうどこの後に国土交通省の方からご説明をいただきます。おおむね1時間を予定しております。その後、休憩をとって、休憩後に質疑応答というふうなことを予定しております。まず最初に約1時間ほどですが、今回の策定の流れ並びに意見、それから修正素案について河川管理者の方からご説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

4. 議事 (2)

- 1) 吉野川水系河川整備計画策定の流れ
- 2) 第1回吉野川流域住民の意見を聴く会の主な意見について
- 3) 吉野川水系河川整備計画【修正素案】について

○河川管理者

皆さん、こんにちは。徳島河川国道事務所河川担当の副所長をしております山地でございます。よろしくお願いいたします。前回に引き続きまして、ご説明をさせていただきます。

前の方のスクリーンが3つございますけれども、お近くの見やすいところのスクリーンでごらんになっていただければと思います。真ん中のスクリーンの方は、私がライトで指せるのですが、両サイドはちょっと指せませんので申しわけございません。それでは、早速ではございますけれども、ご説明に入らせていただきます。

まず、説明に入ります前に、この整備計画の策定の流れの中で、もう一度基本方針と、それから河川整備計画の特徴につきまして、本当に簡単ではございますけれども、ご説明をさせていただきます。ここに、河川整備基本方針というのがあります。これは既に平成

17年に決まっておりますけれども、これはいわば長期的な視点で、基本的な方針を記述したものでございまして、ここにありますように基本高水とか計画高水といった基本的なものを記述したものでございまして、個別事業などのものにつきましては、特にこの中では書かれておりません。いわゆる基本的な考え方を書いているというものでございます。

それから、その下にございます河川整備計画を今、皆さんにご意見をいただいているところでございますけれども、この河川整備計画につきましては、今ご説明をいたしました基本方針に基づきまして、下の絵をちょっと見ていただきますと、濃い青色の部分ですね、全体の階段になっている部分が長い目標、長期的な目標ということで河川整備基本方針ということでありまして、そのうちおおむね今後30年間ぐらいの中で何をやるのかといったところを具体的に決めていこうというのが今やっております河川整備計画ということでございます。

これは今回の整備計画の策定をするためにあたっての流れを少し絵にしてみました。これをご説明いたしますと、一番左の方に第1回の会を描いておりまして、去年開催しました。ここではまずたたき台となります素案の内容をご説明させていただきました。その後、皆さんから幅広いご意見をいただきましてまとめていくということになるわけでございますけれども、今回はその第1回の説明の後、直接いただいたご意見につきまして、貴重なご意見をそのまま11月24日に公表させていただいております。それと同時に問題点の明確化や、あるいは論点の整理といったものをまとめた結果を公表して、意見の共有を図らせていただいているつもりでございます。その上で今回、整備局の考え方をお示しして、今回は意見交換といった形で皆さんにお願いをしたいということで、ちょうど真ん中の箱あたりです、これが第2回ということで考えておるところでございます。

今日ご説明いたしますけれども、この場でお答えできない部分もあろうかと思っておりますけれども、それにつきましては再度考え方を整理しましてご説明をしていきたいというふうに思っております。このようにご意見をお聴きして素案を修正するという第2回の作業でございますが、そういったものを、ここに第3回からというふうに一番右の方の箱にありますけれども、そういったことを繰り返すことによりまして、皆様のご意見が十分反映できていくのではないかとこのように考えているところでございます。

ここで、皆様から出ましたご意見のとりまとめ方法ということについて、もう少しどんなふうにしてとりまとめたのかというところをご説明させていただきます。昨年、6月23日に素案を発表いたしまして、皆様からたくさんのご意見をいただきました。そのため

に、一番左上の写真にありますように学識者会議とか、あるいは市町村長さんからの意見を聴く会、あとこの会ですね、住民の方々から意見を聴くといったことで11回の開催をしてまいりました。また、この会議みたいなものに参加できない方も当然おられるわけでございまして、そういった方々にはこの中ほどにあります、はがきとかインターネットとか、そういったものを使っていただきましてご意見をいただいているところでございます。その結果、先ほどご紹介がございましたように819件のご意見をいただいております。本当にありがとうございました。

いただいたご意見の中には、無堤地区の解消であるとか、あるいは環境の目標値を設定したらいいのではないかとか、あるいは仕組みの話も含めまして大変貴重な意見がございました。

そして、11月24日にその意見をそのまま公表させていただいております。その後、ちょうど真ん中の白い部分に字が書いている部分がございますけれども、治水、利水、環境といった分野ごとに、同じような意見もございますので1つのテーマとして集約をさせていただきました。そして、その結果、138の項目に取りまとめております。そして、各テーマに対しまして四国地方整備局の考え方と、それに基づきます修正箇所を一覧表にいたしましたものが、今日皆様方の手元に配付されております「四国地方整備局の考え方について」という表紙の分厚い資料でございます。また、素案の修正をしたものが修正素案ということで、これも少し分厚い資料でございますけれども入っております。この2つの資料をつくっておるということでございます。

今、私がお説明いたしましたように、特に考え方ですね、表になっておるといのはこれでございます、皆さんのお手元にもあると思いますけれども、この表の見方だけを少し具体的にご説明をしておきたいというふうに思います。

まず、「意見及び質問」欄というのが左から2つ目の欄がございますけれども、これは速記録あるいはパブリックコメントといった、いただいた文書の中から一応質問とかご意見に当たる部分について抽出をいたしまして、それを要約して書いた部分がこの2つ目の欄でございます。この時点で819の意見があったということです。

それから、一番左の「テーマ／意見要旨」の欄というのがございますけれども、これはその819のご意見を、今私が申し上げましたように類似の意見につきまして、意見要旨に集約をいたしまして、一番左の欄の138のテーマに分けさせていただいたということです。

それから、右から2つ目の欄に「四国地方整備局の考え方」の欄というのがございます。これは作成したテーマごとに整備局の考え方を示しておりまして、例えば反映できないものについては、その理由を記載しているつもりでございます。反映できるものにつきましては、一番右の欄にいっぱい字が書いてございますけれども、修正内容等を記載させていただいております。その一番右の欄の見方でございますけれども、まず素案を修正したところにつきましては太文字、あるいは削除した部分もございまして見え消しで書かせていただいております。それから、ご意見をいただいたんですけれども、既にこの素案の中に書かれているという部分につきましては、その文章の下に下線を引っ張っておりますので、そういう見方をしていただければよろしいかと思っております。

それと、あと1点、公表資料ということでございます。整備計画に関する公表資料でございますけれども、整備計画そのものや、あるいはご意見、ご質問に対する考え方、あるいはニュースレターといった右上の写真でございますけれども、そういったものにつきましては関係機関とか各市町村の窓口で閲覧できるようになっているほか、ホームページの方からも見れるようになっております。

また、いただいたご意見・ご質問については、各会場で今日のようにご説明はいたしておるわけでございますけれども、そのほかに整備計画に関する資料、あるいは検討に用いた具体的な資料ですね、こういった下の写真でございますけれども、そういった詳しいデータにつきましては徳島河川道土事務所の1階にございます吉野川情報室で閲覧が可能となっておりますので、ぜひご活用をいただきたいというふうに思います。

以上で策定の流れについてのご説明は終わらせていただきまして、ここからは前回、この会場で出ました代表的なご意見に対する考え方を中心にご説明をしていきたいというふうに思います。

まず、初めに治水関係のテーマ、今9つぐらい用意をしておりますけれども、これについてご説明に入らせていただきたいと思います。今パワーポイントに絵が出ておりますけれども、一番右の上にテーマ番号といって右隅に今私が指しているところがありますが、ここに治水-4と書いてありますが、この治水-4というテーマの番号でございまして、テーマ自体はその左の欄ですね、ここでは「治水施設整備に係る費用と効果について」という題名がついております。先ほどの一覧表の考え方の欄に、一番初めに開いていただきますと目次みたいに一覧表が入っておりますし、そこにどこに入っているかというのが書いておりますので、その数字とテーマの名前に合っているということでございますので、お手

元で見られる方はそちらの方で見ていただきたいというふうに思います。

まず、ここにつきましての具体的なご意見でございますけれども、一番上にございますように、堤防工事については費用対効果を示して、堤防を行わない案との比較も行ってくださいとか、あるいは工事区間、工事費ごとにその事業効果を示してくださいとか、あるいは中流の堤防をするよりも下流の内水対策の方が費用対効果の面で効果があるんだから、もっと内水対策を積極的にやってほしいといった意見がございました。

これは少しわかりにくい絵ですけれども、これは吉野川の上流から下流の方に左岸と右岸に分けて、水の量と堤防の高さとか地盤の高さを描いている絵でございますけれども、素案では戦後最大流量規模の洪水に対しまして、川からのはん濫ですね、外水はん濫と呼んでおりますけれども、外水はん濫による浸水被害を防止することを目標といたしまして、ここにございますように堤防の整備とか輪中堤とか嵩上げとか、書かせていただいておりますけど、こういったことを記載しているところでございます。

まず、外水はん濫、いわゆる川から皆さんの住んでいる側の方にはん濫してくるといふ外水はん濫の防止対策の効果につきましては、素案の65ページの方にも記載しておりますけれども、費用対効果の分析につきましては、河川事業につきましては通常、上下流とか、あるいは対岸見合いというものの関係もありますから、工事箇所ごとではなくて1つの一体とした整備としてとらえて全区間を対象として実施するというようにしております。そういった考え方でいきますと、現在、素案の内容について見てみますと、何年間で評価するかというのはあるんですけれども、この右の方にありますように50年評価でいきますと大体1.3、80年ぐらい先の評価でいきますと2.8ということで評価をしております、おおむね当初は妥当であるというふうに判断をしておるところでございます。

それから、内水はん濫についてでございます。内水はん濫につきましては、平成16年の台風23号により、大きな被害を受けまして、飯尾川の写真の左側でございますけれども角ノ瀬排水機場、それから右側に桑村川の川島排水機場というのを増設しようということで、これは素案にも書かせていただいております。この2つにつきましては、おおむね10年に1度の降雨に対しまして床上の浸水被害を解消するという目標をしまして事業をやっております、それぞれこの下の方に示しておりますように事業費と費用対効果ということで書いてございますけれども、大体費用対効果で言いますと3.2ぐらいある。これは1以上あれば効果があるということでございますので、そういった効果があるということでございます。

なお、ご意見にございました費用対効果の観点から上流の堤防整備よりも下流の内水対策を優先すべきというご意見もございましたけれども、それにつきましてはこのように近年非常に外水はん濫あるいは内水はん濫が頻発しているということでございますので、我々といたしましても被害状況に応じて適切に対策をとっていきたいというふうにご考慮しておるところでございます。

次に、治水-5というテーマでございます。吉野川の洪水を安全に流下させるための対策ということで築堤、まず堤防をつくるという部分です。この後、また掘削というのが出てきますけれども、とりあえず堤防ということからお話しさせていただきます。

たくさん出ておりますけれども、幾つか見てみますと、一番上、総合治水について記述が少ないのではないかと。それから2つ目、堤防の位置は何案か出して住民が納得する案を採用した方がいいのではないかと。それから、中ほどに堤防位置を後退できる場所は引いてつくって、そして川に遊びを持たせた方がいいのではないかと。あるいは自然環境、あるいは歴史、文化的な景観も配慮が必要ではないかと。それから、一番下の方になりますけれども、河畔林等を分断しないようにしてくれと、こんなご意見でございます。

まず、堤防の位置の話でございますけれども、我々が今考えておりますのは計画高水流量、流す流量ですね、計画の水を流すものに対して手戻りがなくて現在の川の能力を基本に上流から下流の一連の区間で無理なく流せる能力があるような断面を設定しております。例えば、岩津より上流といいますか無堤地区の堤防法線につきましては、こういう川の岸のあたりですね、おおむね現況を河岸より堤内側、家がある側に設定をしております。平常時の水の環境に影響を与えるものにはなっていないというふうにご考慮しております。それと、また歴史とか文化的な景観の面のご考慮でございますけれども、これにつきましては河岸沿いに植えられて守られてきておりますこういった竹林がございまして、そういった竹林も大半を存置できる計画とするとしてございまして、その辺も配慮しているつもりでございます。

さらに、河道の掘削ということでございます。ここに絵が出ましたけれども、ちょうど今の斜線の部分を掘削しますよと。これは急になっておりますけれども、右上の図が大体普通の縮尺で描いたものでございまして、このように対策区間の現地の改変量といえますか、現地を変える区域は最小限にとどめるために、平常時の水面以下の、いわゆるこの水色の色がついている部分ですけれども、その掘削は極力行わず、そして自然の瀬・淵の状態を残すといった形でございまして、こういった面でも配慮しているところ

ろでございます。

次に、無堤地区を遊水地にしたかどうかというご意見もございました。無堤地区につきましては、このように浸水被害が頻発しておりまして現状でも非常に安全度が低いということ。それから、そこには住民がお住みになられて、そしていろんな社会活動を行っておられる。そして、堤防の早期締め切りに関する長年の強い要望があるということをご考慮しまして、やはり遊水地にするという件につきましては、素案への反映は難しいというふうにご考えております。

あと、堤防の位置は複数案を示すべきというご意見もございました。これにつきましては素案で法線の位置を示させていただいております、ご意見を伺っているところでございますけれども、そういったご意見をいただければ必要な検討も私どもの方で行いますので、反映すべきことは反映して、そして反映できない場合はその理由をまたご説明させていただきたいというふうに思います。なお、素案の中での計画の考え方をご理解いただくために、少しこういった記述を追加させていただいております。

次に、治水-6というテーマです。同じように洪水を安全に流すといった中で、先ほど少し出てまいりましたけれど河道の掘削といった部分に少しまとめております。ここのご意見では、ここにごございますように川の中の木を切るとかいった方法を全面的に推進してもらいたいとか、2つ目にありますようにその掘削によってどの程度水位が下がるのかといったこと、それから3つ目に大規模な河道の掘削が行われた場合に、干潟への土砂の流入が少なくなってしまうのではないかとといったようなご質問もございました。

これはちょっと小さくて見づらい絵で申しわけございませんけれども、これは過去からの吉野川の河床の高さの変化がどのようにあったかということをご説明されるためにつくった図面でございます。これを説明させていただきますけれども、まず平均の河床高、上は水のラインですね、ぐちゃぐちゃといっぱい線がありますのが、実はこれは川の平均の河床高で、縦断図で描いてございます。これはおおむね岩津より河口の方でございますけれども、昭和30年代から40年代にかけては河床が低下傾向にございまして進行しておりました。しかしながら、昭和50年代以降につきましては、おおむね安定傾向にあるということでございます。ただ岩津、ちょうどこのストンと落ちているところでございますが、この岩津につきましては狭窄部となっております、川の河床の変化は激しくなっております。

これが岩津よりも上流の区間でございます。池田あたりまでの区間でございますけれども

ども、これも下流と同様、やはり30年代、40年代は河床が低下していたと。それから50年代以降はおおむね安定傾向であるということの図でございます。同様に、美濃田の淵がちょうど私が今指しているところがありますが、ここも狭窄部になっておりまして河床の変化が激しいところでございます。総じて吉野川では全川の同じような傾向が見られるということでございます。

ここで整備計画におきます河道の掘削の考え方を少し、先ほども触れさせていただきましたけれども、まとめてちょっとご説明をします。

まず、堤防の位置といいますのが先ほど申し上げましたように上下流の一連の区間を見て、無理なく計画高水流量相当が流せる幅を想定して決定をしております。そして、その堤防だけでは流下能力がどうしても確保できない、不足するといったところにつきましては必要最小限の河道掘削、あるいは樹木の伐採を行って流下能力の確保をしたいというふうに考えておりまして、これでいきますとこのあたり少し水色で色をつけておりますところですね。その下の絵でいきますとこういったところなんですけれども、ほんの少し足りない部分がありまして、そういうところを河道掘削を実施すると。従いまして、河道掘削につきまして実施する区間というのは非常に限定的なものになっているということでございます。

ここで、先ほどから出てきておりますけれども竹林等もあります。竹林につきましては水害防備林としてこれまで守られてきた歴史的、文化的な価値もありますし、それから吉野川の景観を代表するものでもあります。また、竹林に住む動植物もあるということでございまして、非常に大切なものというふうな認識は持っているところでございます。従いまして、河道計画ではこういった竹林の伐採につきましては、堤防をつくることによって堤防敷地が要るわけございまして、そういう堤防としてつくる場所とか、あるいは先ほどの掘削を実施する上で最低限必要なところの部分だけを伐採することになりますが、可能な限り残していきたいというふうに考えております。

また、河道の掘削にあたりましては、その現地をなるべく変えない、最小限にとどめるために、先ほども少し説明しましたように水面以下の掘削は行わないということにしております。そのほか、現在これはちょっと平面ではございませぬけれども、先ほど説明をしましたように河床はおおむね安定しているということでございますので、その安定している河床の現状と流れの状態を大きく変えないように留意することによりまして、河床の形が維持されやすいような計画としているつもりでございます。従いまして、ご意見にご

ございましたような河口部の干潟への影響ということにつきましては、このように流れの状態を現状と大きく変化させないように留意していることや、あるいは河道掘削が極めて限定的なものであるといったことから少ないのではないかというふうに考えているところでございます。

なお、これは具体的に河道の掘削による水位低減効果といったところでございまして、これは大体20kmから40kmぐらいまでの区間を見ております。その中でこの赤の線のところが善入寺島のあたりということでございまして、ここでは木を切るということにしております、そういうことによって今矢印が出ている2地点ぐらいのところの水位が低下できるということでございます。

これは距離表でいきますと40kmから60kmぐらいですね、岩津から20kmぐらい上流までの間でございますけれど、ここにつきましてもこういうふうに赤で示している脇町第一とか舞中島、それから沼田、半田とか、こういったところの河道掘削をやることによりまして直上流、すぐ上流の水位を低下させることができるわけございまして、ちょうどここでは57km800、ちょうど沼田、半田地区の少し上のところですね、芝生、太刀野との間ぐらいのところまで最大で約0.8mぐらいの水位低下が河道掘削によって可能だということでございます。これは60kmよりも上、池田ぐらいまでの間の同じような絵でございまして、芝生、太刀野の河道掘削をすることによって少しずつ上流の部分で同じように水位低下ができるという絵でございまして。

それと、竹林の話をお話させていただきましたが、竹林の伐採につきましては、堤防敷地などで必要な部分として約7haぐらいでございます。それから、掘削を実施する上で最低限必要な部分ということで7ha、合わせて14haぐらいの伐採になるというふうに思っております、現状で右下の棒グラフにございますように全体で308haぐらいの竹林がございまして、約その5%ぐらいが今回の堤防計画では伐採されるのではないかというふうに思っております。

河道掘削の内容につきましては、素案の中にも63ページとか80ページに書いてございますけど、計画の考え方をご理解いただくために、ここに現状の流れを変えないようにとか、竹林の伐採面積の抑制に努めるといった形で修正をさせていただいておるところでございます。

それから、続きまして治水-11ということでございまして、テーマの中身は吉野川本川堤防の整備の進め方ということでございます。一番上にございますように、どの地区か

ら堤防を整備していくのか。それから、一番下の方に無堤地区の堤防整備を早くしてほしいといったようなご意見がございました。

まず、無堤地区における堤防整備でございますが、この絵にありますように今赤いところをやっているわけでございますけれども、河川整備計画の中に、位置づけをしており、対象期間内に整備を実施することとしております。今後の河川整備につきましては、整備効果の早期発現に向けて現在こういう赤でやっているところにつきましては最優先で進め、早く済ませて効果を発揮させたいと考えてございます。また、それから後の整備につきましては、浸水被害の発生状況とか背後地の資産の集積状況とか、そういったものを考慮しながら適切に判断していきたいと考えております。

なお、今後の実際の事業段階では、ご承知のとおり上下流とか、あるいは対岸見合いの関係、さらには災害が発生するかもわかりませんし、あるいは地元の情勢とか、あるいは用地買収の話もあって、非常にそういう不確定な要素がたくさんございます。従いまして、実際に事業着手段階で具体的にその辺は調整をさせていただきながら適切に進めていきたいというふうに思っております。

次に、治水-12でございます。堤防の漏水対策と、今も実施しておりますけれども、そのご意見でございますが、一番上に素案に示されている箇所以外にも漏水対策が必要な箇所があるためにやってほしいという話。それから、2つ目、引き続き堤防の強化に力を入れてほしい。それから、一番下あたりですが、漏水対策における地下水の影響についてお聞きしたいということのご意見がございました。

特に、この漏水対策につきましては、この絵にも示しましたけれども、対策の必要区間というのがあるわけでございますが、その中でもより危険度の高いところの一連区間を整備計画期間中に実施区間としてやっていきたいというふうに考えております、この赤い部分でございます。それ以外の区間につきましても、やはり重要水防箇所というふうな形で位置づけをさせていただきまして、出水時等には堤防の点検を充実させるといったことで、被害の状況を注視いたしまして、必要に応じて緊急的な対策を講じていきたいというふうに思っております。

また、漏水対策による地下水への影響といった部分でございますけれども、これは対策の実施前に周りの地質の状況とか皆様方の地下水の利用の状況、こういったものを調査させていただいておりまして、影響が予測される場合には影響のないような工法の組み合わせによりまして対策内容を決定しているところでございます。特に、このような箇所

は地下水への状況をモニタリングして事業を進めるなどの配慮をさせていただいているところでございます。

それから、治水-13というテーマでございますが、堤防の侵食対策ということでございます。ここにありますように第十堰、これは具体的な場所を書いておりますけれども、下流の藍住町の護岸、あるいは旧吉野川の洗掘箇所等を早急にやってもらいたいという話でございます。これにつきましても、堤防侵食に対する危険度を定量的に評価いたしまして、漏水対策と同様に吉野川堤防強化検討委員会という委員会の場で、いろいろご審議をいただいて決定しております。これは実際にちょっと見にくいのですが、赤でついている場所でございますけれども、これも計画的に整備を行う対策実施区間として位置づけをしております。

また、それ以外の区間につきましても先ほどの漏水対策と同様に堤防の点検を充実させまして、被害が出るというようなことにつきましては緊急的な対応を講じてまいりたいと思っております。なお、ご意見にございました藍住町の石積み護岸というのがこのあたりですね、そこにつきましては既に整備計画の中で位置づけが行われているということでございます。

次に、治水-14ということでございます。今度は内水対策の進め方ということでございます。これも幾つか出ておりますけれども、一番上、必要なハード面での投資については前倒しで対応も必要ではないかと。あるいは2つ目に内水対策の優先順位、スケジュールはどうなっているのかと。それから3つ目に、内水対策について具体的に実施することの目標を記述してほしいといったことでございます。

これは吉野川の今の現状でございます。この色のついている部分が内水地区と呼ばれているもので、全体で35地区ございます。昭和39年に川島排水機場ができて、それ以来現在までに国の方で、全体で144m<sup>3</sup>/s分の整備、県や町を合わせまして全部で19施設、今赤で丸がついておりますけれども、19カ所、合わせて162m<sup>3</sup>/sの排水ポンプ場の整備をやってきたところでございます。次に、これが具体的な場所と整備の年度とか規模を一覧表にまとめたものでございます。これで19カ所で、全部で162m<sup>3</sup>/sあるということでございます。

現在、内水対策といたしましては、ご承知のとおり平成16年の洪水を受け、美馬市の城の谷というところの整備は完了しました。今、飯尾川の角ノ瀬の排水機場と桑村川の川島排水機場につきまして、重点投資を行っているところでございます。その他の箇所でご

ございますけれども、これにつきましては家屋の浸水被害の著しい箇所につきまして、今後の出水における浸水状況を注視して、被害の規模とか頻度とか、あるいは発生要因といったものを考えまして内水対策の実施をやるかどうか、そういったものも含めて整備の優先順位等を適時判断していきたいというふうに考えてございます。

それから、内水対策の中で内水被害の軽減や拡大防止のためにどんなことがあるかということでございますけれども、ここにございますように流域からの流出量を抑える、あるいは低い土地への家屋の進出、そういったものの抑制というものも必要となってくると思います。そういった面で地元の自治体と連携をしながら、そういったソフト対策を実施していきたいと思っております、これは既に素案の中にも書かせていただいておりますのでございます。

それから、下の写真でございまして、危機管理対応ということで排水ポンプ車の作業場を段階的に整備したり、あるいは排水ポンプ車を臨機に派遣して上の写真みたいに排水を行っていくことも位置づけをしております、これも素案の中に記載をさせていただいております。その辺を素案の70ページでございまして修正を示しております。ここには加えて吉野川におきまして平成16年の台風23号において、多くの内水被害が出たということで、この状況についてもこの上のあたりに追加して修正をいたしております。

それから、次に治水-18ということでございまして、勝命という箇所がございまして、そこの実施に関する計画内容についてということでご質問がございました。この勝命という箇所につきましては、絵にちょっと薄く縦に色がついた部分が勝命の箇所でございますけれども、整備計画の目標流量に対しまして流下能力が不足しております。従いまして、ここの改修は堤防と、その下流の善入寺島の樹木伐採をやることによって流下能力を確保しようということで計画をしております。従いまして、堤防を前に出すということは川を狭めるわけでございますので、少し難しいのではないかとというふうに考えてございます。

次に、治水-19でございます。今度は善入寺島地区の実施に関する計画ということでございまして、ここでは2つほど出てございまして、善入寺島周辺では近年非常に河床が上昇して冠水する頻度が高くなった。樹木の伐採や河床の掘削をしてほしいという話と、これは一番上流のとがっている部分ですね、剣先と呼んでいるところに向かって吉野川の水が押し寄せて、浸って壊れてしまったと。その辺の補強をお願いしたいということですが。

善入寺島の剣先部と呼ばれる一番上流端の冠水につきましては昭和49年9月にも発生し

ております。おおむね1万2,000m<sup>3</sup>/sから1万3,000m<sup>3</sup>/sの水が流れますと冠水するのではないかと考えておりました、流量観測を開始したのが私の方では昭和36年からでございますけれども、それ以降1万2,000m<sup>3</sup>/sを上回る洪水は8回ほど発生しております。特に近年では、ご承知のとおり平成16年から17年にかけて3回ほど記録し、冠水をしているという状況でございます。これは善入寺島周辺地区の平均河床高を見たものでございますけれども、先ほど言いましたように昭和50年代以降は安定している状態ですが、昭和40年代ぐらいに比べますと大体0.5から1.5m程度低下して冠水しにくい状態になっているというところでございます。

また、素案にも書かせていただいておりますけれども、低水路内の樹木伐採の位置づけをしており、当該区間の流下能力はそれにより上がってくるものと思われま。そういう樹木伐採をしたときに、樹木伐採後の河床変動の状況であるとか、あるいは木を切った後、また生えてくるわけですので、そういった状況を定期的にこういう測量をしてモニタリング調査を行って流下能力を評価しながら適切に樹木の管理を行っていきたいと思っております。

ここで治水は終わりました、次に利水関係の意見でございます。

利水関係については1点だけでございますけれども、ここにごございますように「麻名用水について」ということでございます。麻名用水の取水口の周辺、これは昭和30年代までは南側、写真で見ますと下の方を流れていたということになりますけれども、そのような流れを復元してほしいという意見。それと、2つ目ですけれども麻名用水に流れ込むよう取り入れ口のバラスや樹木の除去の許可をお願いしたいということでございます。基本的に川は自然によって形成されるということでございますので、取水のために人工的に河道のつけかえを行うということは無理だと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、取水機能の維持といいますか、取り入れ口の話でございますけれども、これにつきましては管理されている土地改良区の方々が対策を示していただきまして、私どもの方に協議をいただければ、それに対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。利水については以上でございます。

それから、次に環境分野に入ってまいります。環境-3というテーマでございまして、これは環境目標となる指標の設定についてでございます。3つほど書いてございますけれども、何年ごろの吉野川を環境目標にするのか、例えば昭和40年とかいったこと。それか

ら真ん中ですが数値目標を設定してやってもらいたいと。それから、一番下にありますように絶滅危惧種とか、アユとかモクズガニといった生物を指標として設定してほしいということが意見として出ました。この下に書いてございますが、現時点におきましては、やはり環境目標の年代設定ということにつきまして、少し困難と考えております。その辺はここに書いてございますけれども、過去の生態系に関する環境調査といった部分が不足しておりまして、当時の河川環境を正確に把握することは困難ということございまして、そこら辺が難しい理由の1つでございます。

それと、2つ目の話として、過去と現在とではやはり河川を取り巻く自然の状況とか、社会環境とか、あるいは人為的な条件が変化してきているということで、過去の状態を目標にするのは困難と思っております。ここにありますように、例えば自然条件にしましても降雨パターンとか、あるいは出水の状況、水の出方が変わってきているとか、あるいは社会環境につきましても下の写真にございますように、その土地利用の状況が激しく変化してきているといった分もございまして、困難ではないかと考えてございます。

それと、次に特定の生物を数値化した指標というご意見がございました。これについてもなかなか難しいと考えておりまして、これまで、我々の方で河川水辺の国勢調査というのを平成3年から毎年実施してきておりますけれども、その調査では種類数とか、その経年的な変化というものはある程度把握できておりますけれども、その生物ごとの生息の数など定量的な評価というものは数値調査ができておりませんので、少し困難ではないかと。

それから、これは河川水辺の国勢調査の中身を少し表にしたものでございますけれども、吉野川では平成3年度より調査を実施しておりまして、魚介類と底生動物とか植物・鳥類・両生類とたくさん書いてございますけれども、そういった調査項目につきまして、各項目は5年に1度ぐらいのペースで調査を行っております。

次に、指標の設定が少し困難ということの理由の一つとしまして、ここにありますように平成12年度と平成17年度の平面図をつけておりますけれども、生物の個体数の変化の要因が人的な要因だけではなくて、このように平成16年度の度重なる洪水がありますと、その砂洲上の植生分布というものが大きく変化してしまうといったこともございます。従いまして、これら全部をまとめますと、過去のある年代を目標とか、あるいは今の特定の生物を目標といったことについては、現時点では難しいのではないかと考えております。従いまして、河川環境の目標設定ということにつきましては、今後も情報の蓄積を行っていきたいと考えておりまして、具体的な指標の設定につきましては、実は社会資本整備審議

会の河川分科会という、この河川整備基本方針とかを検討している会が中央の方にございますけれども、そこにおいてもその必要性というのは求められておりまして、そういった意味で今後も検討の方は進めていきたいというふうに思っております。

次に、環境-9というテーマでございます。今度は多自然川づくりということでございます。幾つかに分かれておりまして、まず初めに、多自然の中の工法の話ですね。工法につきましても、ここにありますように伝統工法を整備計画に盛り込んで河川工事に活用してほしいとか、捨て石等を使用することによって親水性とか、あるいは景観の回復、それから生物の生活空間といったものの向上を図ってほしいということでございます。これは素案にも記載をしておりますけれども、河川工事の際に多自然川づくりといった考え方を基本に計画することによりまして、河川環境に配慮していきたいというふうに思っております。なお、その伝統工法等につきましても、この多自然川づくりの中で検討をしていきたいというふうに思っております。実際、その中で取り入れるか、できないか、あるいは構造につきましても専門家等の意見をお伺いしながら決めていきたいというふうに思っております。

これは多自然川づくりの施工例ということで少し写してみましたけれども、上の方の写真は平成17年度の徳島市の災害工事でございます。左側が施工前、右側が施工後でございますけれども、コンクリートの籠に自然の石を詰め込んで生息しているカニ類の生息環境に配慮した構造の例。それから、下につきましては平成11年に災害復旧工事ということで、つるぎ町で行ったものでございますけれども、巨石とか沈床ブロック、それから間伐材などを使いまして水際を多孔質といいますか、隙間がある状態ですね、そういった物をつくって魚類とか底生動物に配慮した例でございます。また、低水護岸部、このあたりですけれども、植物が定着できるような材料を使って周辺の自然河岸と調和を図っているという例でございます。この辺は本文を、多自然川づくりを基本としてやりますということで追加して修正をさせていただいている文章でございます。

それから次に、環境-10ということでございまして、同じ多自然川づくりの中の仕組みの話でございます。ご意見にございますように、住民や専門家の意見を聴きながら議論できるシステムづくりが大切ではないかという話が出ております。これにつきましては、今後も必要に応じまして地域住民の方々のご意見を伺えるような仕組みづくりについて検討を進めていきたいと思っております。ただし、災害復旧工事ということになりますと緊急性を要しますので、そのような場合は必要に応じて専門家等のご意見も聴きながら進め

てまいりたいと思っております。

これは住民参加の事例ということで出させていただきました。見に来られた方がいらっしゃるかも知れませんが、平成17年度の第十堰の補修の例でございます。このときには意見募集の記者発表をさせていただいたり、ホームページで補修原案を公表しまして、いただいたご意見をできる限り設計に反映して第十堰の補修工法を決めていったという事例でございます。これはその当時実際に携わられた石工の職人の方を講師としてお招きして、現地で過去の第十堰の補修に関する話であるとか、あるいは石の入手方法とか組み方とか、そういったものをご説明していただいたという例でございます。

それから、次に環境-11ということでございまして、これは多自然川づくりの中の調査とか評価といった部分でございます。環境への影響について評価を行い、そして工事に生かすとか、既に行われた工事箇所においても自然環境を回復してほしいといったようなご意見がございました。河川環境の把握のためには、定期的に我々も先ほど言いました河川水辺の国勢調査というのをやっておりますけれども、河川工事を行うにあたりましては、環境への影響についても配慮しているところでございます。今後もこのような調査を継続して行います。また、多自然川づくりについては、先ほど説明をしましたような施工事例等の情報を逐次蓄積をいたしまして、今後の河川工事に生かしていきたいと。既にできているところの部分については、なかなかすぐというわけにはいきませんが、変形とか傷んでいるとか、そういった部分で補修が生じた場合には適切な補修方法を検討してできるものはやっていきたいと考えてございます。

ここまでの環境でございまして、最後の項目になりますけれども維持管理、管理部門の話でございます。

まず、管理部門の維持管理-2というところでございまして、「ハザードマップの充実について」ということで3点ほど具体的に出ておりますけれども、高齢者あるいは障害者、病人などに対するハザードマップについて補完してほしい。2つ目には、地域の特性を踏まえて本当に役立つハザードマップの作成をするための支援が欲しいと。あるいは身近な洪水に対してハザードマップが必要になるのではないかとということでございます。

これは、平成17年に水防法が改正されまして、一番左下にございますように国土交通省といたしましては浸水想定区域と判断した場合に、どういうところが浸水するのかといったものを指定しなさいという義務づけがございます。そうしますと、地元の市町村長さんは浸水区域の公表があった場合には、これに避難場所とかいったものを加えて右にあり

ますようなハザードマップを作成して住民の方々に周知しなければいけないとなっております。特に、浸水被害等が頻発する地域、この辺もそうだと思いますけれども、過去に発生した規模の出水に対して避難情報、あるいは整備をするということをございまして、整備に対しましてそういう情報を共有するというについては非常に重要であると考えております。

例えば、これは吉野川市のハザードマップでございましてけれども、平成16年の23号の台風のときの浸水実績につきまして、聞き取り調査を行われたようでございます。内水はん濫地域であるとか冠水した道路であるとか、あるいは早めに避難が必要な区域とか、そういったきめ細かな情報がわかりやすいマークとか色使いといったもので示されておまして、工夫されたすぐれたハザードマップではないかと思っております。

それから、それに加えて当事務所の方におきましても、ここにございますように災害情報普及支援室というものを平成17年1月に開設をいたしております。各市町村ごとにいろいろ課題があると思っておりますけれども、ご相談をいただければ必要な情報等につきましても出していきたいと思っておりますし、個別にご相談をいただければできる限り技術的な支援、協力をしていきたいと思っております。その辺を少し直して修正をした素案のところでございます。

それから、次に維持管理-6というテーマでございまして、これは排水ポンプ車の運用でございます。ここにもございますように、要望したときに即時に応じてもらえるように取り組みをお願いしたい、あるいはポンプ車の稼働実績とか運営規定といったものを教えてほしいということでございます。これが排水ポンプ車でございましてけれども、当事務所ではここにもございますように1分間に30m<sup>3</sup>/minのポンプ車が3台、それから60m<sup>3</sup>/minが2台、それから150m<sup>3</sup>/minが1台といった形で、計6台を現在保有しております。その稼働実績につきましては、例えば平成16年、17年の洪水があったときの事例でございましてけれども、合計10回、排水ポンプ車の出動をしているところでございます。

また、ポンプ車の出動についてどんなふうになっているかということをございますけれども、これは各市町村の出動要請を県の方にさせていただきまして、そして県に水防本部というのがございますので、そこで決めていただきまして当事務所の方に出動の要請が来るということになっております。そういったことでポンプ車が行くということになります。先ほど言いましたようにポンプ車が行く場合は、ポンプ車を置くスペースというものも要りますので、そういったところの整備もあわせてご協力をお願いしたいと思います。これ

は要望、手続がわかるように修正を加えたものでございます。

それから、維持管理－9ということでございまして、排水施設の機能維持ということでございます。これで最後になると思います。意見が3つほど出ておりますけれども、大体同じようなご意見でございます。樋門のところ、あるいは排水機場といったところが土砂の堆積によって埋まっているので、そこら辺を除去してほしいとか、あるいは木を切っしてほしいということでございます。結論から言いますと、下の写真のように左の方は土砂が堆積している物を除いて、排水しやすいような形に維持管理をしている写真でございます。

ここに少しありますけれども、こういった樋門などの施設につきましては、今言ったようなこともございますが、それ以外に当然洪水時に良好な機能が発揮できないといけなないので、こういう機械部門の不具合が発見された場合には、即対応することとしております。ご意見にございましたように、土砂等による導水路の閉塞といった場合、対応する必要があると思いますので、そのことについてもここに素案の方に追加して記載をさせていただいているところでございます。

以上で大体この会場で出ましたご意見に対するご説明と申しますか、回答とさせていただきます。

あと昨年の12月25日に第2回吉野川学識者会議を開催しております。今日と同じように行ったわけでございますけれども、その中でのご意見ということで、主なものを3点ほどここに出しております。

まず、1つ目は一番上でございますけれども、森林と川の水とのかかわり、ちょっと専門的でございますが、遮断蒸発というふうに書いてございますけれども、これについてももう少し正確な表現をしてほしいという話。それから2つ目、吉野川の概要とか、あるいは吉野川の現状と課題の箇所に吉野川の地域の多様な産業があるわけですから、その辺についてももう少し詳しく書いてほしいとか、一番下でございましてけれども、治水、利水では設置されている委員会とか協議会といったものがあるので、景観という部分についてもそういったものを設置するのが望ましいのではないかとといったご意見がございました。

以上で簡単ではございますけれども、ご紹介させていただきました。どうもありがとうございました。

○ファシリテータ

どうもありがとうございました。

今ちょうど説明をいただきましたが、この後、休憩を挟んで質疑と意見交換に入ってい

きたいと思いますけれども、少しその進め方についてご紹介をしたいと思います。皆さんのお手元に、まず厚い冊子があって、そのうちの1つが、今説明があった四国地方整備局の考え方についてというものでございます。これを3枚最初にめくっていただきますと、横書きのもので前回6カ所であった、それから学識もパブコメも含めた意見がまとまっております。これは事務局の方でまとめていただきましたが、三、四枚。

最初に、例えばテーマ「①河川整備計画全般」と書いてあるところが左にあります。右の方は「②洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減」というものがあります。例えば一番左ですね、①の河川整備計画全般であれば簡単なまとめとして共通、これが1から17まで、こんな意見がいろいろあったと。右の方であれば治水というところが、治水の番号で言いますと治水1から、このページだったら33までございます。次のページをめくりますと、今度は一番左をごらんになってください。左が利水というのが1から6までございます。その下に環境が1から21まであって、維持管理が1から24までであると。これ以外のその他というのが1から37までございます。

皆さん、青い紙がございすね、青い紙の一番最後、もう一度これは休憩後にご説明をしますが、ちょうど前の方の画面に出ております。この後、休憩を挟んだ後、質疑と意見交換の時間をとりますけれども、非常に意見が多うございます、800件を超えるたくさんの意見がありました。今日、この会の進行については、当初事務局からホームページ等々でご案内がありましたように予定としては17時までですが、もし意見が多い場合は最大1時間延長しようと考えております。従って、前の画面と一番後ろの青い紙は同じでございす、最大1時間の延長を予定しておりますのでご了承いただきたいと思います。

それから、順番としては非常に多うございすのでどこかに偏る、他がとれないかもしれないから、今皆さんに見ていただいたキーワード、共通とか全般がありました。それとか治水とか洪水とかありましたのですが、一応各項目で最大30分は確保したいと思います。従いまして、皆さん、もしご意見とかご質問がある場合は、ちょうど今見ていただいたこの事務局がまとめたこの資料の例えば全般とか共通とか、あるいは治水とか環境とか維持管理とかいうところをごらんになっていただいて意見交換、質疑をしたいと思います。

それでは、時間の方を確認しますと、今は会場の時計が2時15分ですが、ちょっと会場の時計と手元の時計が違って、今私の時計は2時22、3分になります。まず、会場の時計で10分間休憩をしたいと思いますので、会場の時計で2時25分まで休憩をしたいと思います。

多分、皆さんのお手元の時計は2時23分ぐらいですから2時33分ぐらいですね、こういう格好にしたいと思います。それでは休憩に入りたいと思います。飲み物等々は外にあるということですから、どうぞご利用ください。

〔午後 2時23分 休憩〕

〔午後 2時33分 再開〕

## 5. 議事 (3)

### 1) 質疑応答・意見交換

#### ○ファシリテータ

では、皆さん、そろそろ始めたいと思います。

まず、今から、今日の意見交換・質疑ということで、この青い紙が実はコモンズをご用意させていただいた紙でございます。こちらの方をちょっとごらんになっていただきたいと思いますが、画面の方も、一緒です。こちらの方で一番後ろの紙、1枚があってこの裏表になっております。こちらの方の、まず「参加者のみなさんへのお願い」というものがあります。一番後ろの紙、裏表の最初の方の紙ですね。ちょっと私、これを読んでみたいと思います。

#### ○参加者

読んだらわかるし、もうええわ。

#### ○ファシリテータ

ちょっと読ませてください。お願いいたします。

1つがですね、「5つのお願い」がありまして、「参加のルール」でございます。今日は、仕事や年齢を問わず、これに参加の皆さんは平等です。わかりやすい言葉で自分の意見をぜひ述べていただきたいと思います。それから、他の方のご意見があるかと思いますが、まず他の方の意見をぜひ尊重していただきたいと。よく聞いていただきたいと。自分の意見と違っていても否定しないという心構えでお願いしたいと思います。それから、さきほど約束させていただきましたが、テーマでないことは発言を控えていただきたいと思いません。それから、ぜひ前向きな気持ちで、この会の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それから、「発言のルール」でございます。3つございます。今日は、発言するときは私の方へ挙手でお願いをしたいと思います。手を挙げていただきたいと思います。担当の者がマイクを持っていきます。進行役から発言の許可が、というかこの人ということで、

多く手が挙げた場合に同時には無理ですので私が当てます。そのときは、お名前と居住地でございますが、これは市町村名まで結構でございます。そして、発言をお願いしたい。それから、発言については、マイクを持っていきますのでお待ちください。

それから、一番後ろでございます。先ほど休憩前に申しあげましたが、今日のこの会は予定としては5時までですが、多くの意見がある場合については最大1時間の延長を考えております。非常にたくさんの意見がありまして、800件の意見があるということですので、特に、進行としてはこの下にありますような順番で行いたいと思います。

それで先ほど、こちらの方の意見整理の紙がありますけれども、全般あるいは共通と書かれた分野ですね、まずこちらの方から入っていきたいと思います。テーマの内容は、皆さん、お手元にあるテーマのところを少しご確認ください。これについて、まず最大30分はとります。もし最初の「全般」が10分で終わったら、次へ行こうと思います。2番目、「治水」。これも大変たくさんありますが、これも一応30分を最大で確保します。あと「利水」「環境」「維持・管理」「その他」、各30分とります。その場合、今日の進行としては17時までですが、最大1時間とりまして、途中、例えば治水とか全般でどうしても意見があつて時間が足りないというふうな場合については、残りの時間を活用して、できる範囲で、できる限りですね、これは意見・質疑の時間をとりたいと思います。

それでは早速はじめたいと思いますが、最初は河川全般でございます。皆さんのお手元の3枚目のところを見ていきますと、「河川整備計画全般」というところで、こちらが第1回目の意見交換、それからパブリックコメント、それから学識者を含めた意見があります。まず、この共通あるいは全般について、この中で関係するような質問あるいはご意見ございましたらお願いをしたいと思います。早速お願いいたします。

時間の方は、後ろの時計で30分ですから、会場の時計で3時まで、まずやっていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○参加者（Aさん）

はい。

○ファシリテータ

はい、どうぞお願いいたします。

○参加者（Aさん）

先だって、ちょっとご意見申しあげましたけれども、改めて。私は当吉野川市の鴨島町上浦に在住いたしまして、長年農業を営んでおる者でございます。本日、私がこうして出

席をなぜしたかと。当年76歳になりますけれども、やむを得ず出てきたと。

○ファシリテータ

恐縮ですが、おところとお名前をお願いできますでしょうか。

○参加者（Aさん）

Aと申します。ちょっと足が悪いので座って失礼いたします。

川というのは、源流があって下流があるわけなんです。ですから、お話し申し上げることは、川から外れたことは申さないつもりでございます。

それで、まず申し上げますが、前回にいただいた資料の中で整備計画というのがありますけれども、それで、今日、明日は大学のセンター試験で、私もそのセンター試験に行くぐらいのつもりで読み返し読み返し熟読させていただきました。その中で、前回に示されております素案について、欠落しておる事項が、私自身が考えたところ2つあります。

その1つは、先ほどお話にありました善入寺島でございます。あそこはかつて、大改修工事の際に1,000戸と聞いておりますし、在住者は3,000人とか聞いております。そして、現在は数百町歩にわたって農地として栽培して、周辺農家の所得の向上に役立っておると聞いております。この善入寺島というのは、上流岩津から放流される吉野川の洪水のときに遊水地帯としての機能を十分発揮して、そして下流の堤防に対する圧力を和らげておると。そうした大きな役割とともに、農業者の農地としての生産が行われてきたわけでございます。

そういうことが十分に説明されておらず、そしてその善入寺島の存在感というものを見失っていると。あるいは国交省の方が故意にそうしたことを退けて、そして川の機能はすべてダム構成によって可動堰化することが一番の洪水調節の方法だということが書かれておるように私は思います。

ですから、やっぱり前人がなし遂げてきた大きな川の改修、そうした実績というものを、現在の国交省の職員の皆さんももう少し足を運んで、その功罪、いいこともあるだろうし、それは悪いこともあるだろう。だけど、私はもっともっと認識をしていただき、十分にご理解いただいて、そして善入寺島の今直面しておる問題を解決してあげてほしいなと思っております。そうすることが、下流の堤防に対する水圧等も、あるいは洪水に対する心配等も、私は随分と和らぐんだと思っております。

それから2点目、これは私どもの住む日本、そして四国のこの徳島の吉野川流域は、やはりその吉野川の水の恩恵によって水田・稲作農業というのが主体であって、さらにレタ

スをつくっている、大根をつくっている、ニンジンもつくっている、その他いろんな野菜もつくっておりますけれども、私たち日本人の主食である米作、稲作、米穀、それが過去、現在、未来ともに主食であることは私は間違いないと思っております。そうした観点から、水田を維持していく、稲作を維持していく。そういうことで、私ども農家というのは本当に、米価が下がって米作農業というのはその割に合わん。けれども、もし万一ということを考えて、いろんな犠牲を払って水田を維持管理し、生産をしておると。他で働いて稼いだお金をその稲作農業に入れ込んでおるとというのが現状であります。

そして、本論になりますけれども、この私どもの住んでおる上浦地区というのは、麻名用水の恩恵を受けて古来より米作を営んでおります。手元にあります国土交通省に対する麻名用水の取水口周辺のことを書かれておまして、それが、そのことについて改良区の方から国土交通省の方へお願いをしても門前払いみたいな形で追っ払われて耳をかしてくれないのだというふうなことが、改良区の役員をされておる方、あるいは末端のいわゆる組織しておる総代の方から私どもの耳に入っております。私はもってけしからんことやと思うんです。

前段申し上げたように、米作というのは日本民族、日本の国の主食であり、日本農業の私は根幹だと思っておる。それをないがしろにするような河川管理は、まことに私はもってのほかだと思う。

ですから、先ほどこの利水のところで山地さんからお話が少しありましたけれども、この書面では私は答弁になっておらんと思う。河道を人工的に修正することは自然に逆らうからこれはできない話やというふうなことが書いてあります。けれども、先ほどのあなたのお話の中で、改良区の方から要請があれば、その機能回復のための協議には応じる用意があるというふうなお話がありましたけれども、どこから回ってきたのか私も思い出せませんけれども、どこか近くで麻名改良区の方へかかわっておる役員の方から持ってきたのかと思いますけれども、水位が下がって取水がうまくいかなかったのは平成4年ごろと書いてある。今日、平成19年、まあ18年にしても14、5年の歳月を経ております。その中で皆さん方は何をされておったか。そして、改良区の方からそうした要請があったときに、この書面にありますように、ポンプを何十機も打ち込みをする、あるいはボーリングする、川から水を揚げる。何十機ものエンジンポンプ、それで水を補いながら田んぼをつくっておる。私どももそうであるし、私どもの近所では女・年寄りがポンプ操作ができなくて右往左往しておると。田づくりのときに右往左往しておる。そういうふうな痛ましい

光景を、皆さん、誰かが現場を見においでしましたか。おいでしましたか。

今申し上げたように、麻名改良区の水田というのは、吉野川から取水して、今日までおよそ100年の歴史を持っております。そうして水田農業を営んで、自分の農地の経営の根幹であると同時に、戦前・戦中・戦後、ずっと通じて、食料難のときに一生懸命皆さん働いてお米を確保して、そして今はまた米価が下がって、高いトラクターや田植え機やコンバインを使うて、それは割に合わん。合わんけれども、耕作放棄をすることは、将来、子々孫々にわたって、そして禍根を残す。主食を放棄するということになるから禍根を残す。そういうふうな犠牲を払って一生懸命頑張っておる。

それは、もう皆さんもお聞きだろうと思うけれども、農業の担い手は本当に高齢化しておる。私も足を引きずりながら、若い者の手伝いを少しでもする。そういうことを、皆さんは役所においてパソコンばかり見ておって、おわかりになりますか。

前回、セントラルホテルで理事長が、中風をしておるんだと思うんですけども、足を引きずって、発言も本当にしにくそうな中で、この文面にありますようなことを発言しておった。許可をしてくれというふうな発言があったけれども、私はもう絶対、許可ということはまかりならんと。それは許可でなくて、国土交通省の責任において、責任において、従来 $7\text{m}^3/\text{s}$ のところ、せめて $5\text{m}^3/\text{s}$ を超す、 $5\text{m}^3/\text{s}$ 以上の水を確保できるように、近々に対策を講じられるように私は要望しておきます。

ご承知だろうと思えますけれども、水というのは昔から、余ったら余ったで、足らなんだら足らんで、いわゆる水喧嘩というのができる。それで過去の方は、そういう際には、大喧嘩になったらむしろ旗を立てて竹やりを持って、農民同士が争ったと。それで、皆さん方が修復する案、麻名改良区、私どもの農家を足げにするのなら、また好むことではないけれども農家の皆さんが徒党を組んで、悪い言葉で言うたら徒党を組んで、みんな団結して国交省の皆さんの事務所を取り囲むと。そういうことは私は望んでおりませんけれども、あなた方の対応によっては、もうやむにやまれんようになったらそういうこともあり得ると。過去の水喧嘩というものを考えてみたら、あるんだなあというふうに思っております。

私は年寄りとして、若い人がそういうことになっても、まあまあ待つてようと。国土交通省にもきちっと目のあいた人もおるだろう。だから、我慢して対応を、どうするか見てみんかということで、私は今日出席しております。ごらんとおり、私は足が痛くて、びっこを引かなんだら会場への出入りもできんのです。だけど、何しに来たかということは、

そういう足が痛い、年寄りを押してきたと。そこまで、関係の人は追い詰められておると  
いうか、せっぱ詰まっておるんです。

第1弾として、皆さん方の中からどなたでもよろしい、1人2人、田植えのときにポンプ  
アップしておる現場を見に来てください。見てあげてください。

まあ、第1問、この程度でおかせてもらいます。

○ファシリテータ

はい、Aさん、ありがとうございました。

冒頭、ちょっと聞き逃しましたが、お住まいをちょっとお教えてください。吉野川市です  
ね。

○参加者（Aさん）

吉野川市。

○ファシリテータ

はい。もうそれだけで、吉野川市だけで結構でございますので。ありがとうございます。

今、Aさんの方からも、ちょうど、善入寺島のお話と、それと麻名用水のお話がありま  
した。特に、この実際に住まわれて、そして麻名用水で水を使われて、非常にお困りの様  
子がありました。特に善入寺島と麻名用水がございます。

それで、Aさん、ちょっとお願いがありまして、この件、あとの治水の時間と利水の時  
間の方へ、今ちょっと質問を予約をいただいたというふうに私は判断しておりますので、  
後ほど事務局の方からご用意いただければと思います。全般というところへ、もう一遍話  
を切りかえたいと思います。ですから、後ほど、治水の時間、ちょうど治水の19番、これ  
が善入寺島でございます。それから、利水の5番が麻名用水ですので、そちらの方の時間  
割りのときに事務局の方からコメントをいただきたいと思います。では、Aさん、ちょっ  
とお待ちくださいませ。お願いいたします。

では、もう一度全般の方に返りますが、全般について「共通」の1番から17番までござ  
います。この件についてご質問をお受けしたいと思います。

はい、どうぞお願いいたします。

○参加者（Bさん）

吉野川市のBと申します。お世話になります。

全般についての「共通」11から、11、12、13、14に森林に関連してのことが、1回目の  
意見を聴く会の学識者会議におきましても、また住民の方からについても本当にたくさん

の、読み返しましても本当に、全部もっともだなというような貴重な意見が出ております。これに対して、1回目の1クールの行事を終えて国交省さんが素案を書き直していただいているということで、ここに他機関との連携についてということで、素案の105ページに。

○ファシリテータ

素案の105ページ。

○参加者（Bさん）

はい。考え方についての11ページにまとめてあるのですがけれども、関係機関との連携ということで、「四国森林管理局」との関係機関と連携に努めるという言葉、意見を受けて素案を修正されているということ、今日初めてこれを読んで知りました。一步は前進かなと思うのですが、その前進というのが本当にわずかな前進だと思いました。

土砂流出の防備機能等のことだけを取り上げて、その四国森林管理局との関係、連携を強化ということなんですけれども、森林の機能、国土交通省は縦割りということで、直接そういう森林整備には、この計画の中に立ち入ったことを入れられないというようなことはある程度は理解できるのですが、そこを何とか1歩でも2歩でも、新河川法の環境とか流域全体の治水という理念に沿って、より画期的な計画にしてほしいと、本当に吉野川を愛する流域住民の1人として思うわけです。

2002年に、よりよい吉野川をつくるアンケートの中でも、森林保全をやってほしいという意見が本当に多数ありまして、越えられない省庁の壁もあると思うのですが、これは本当に土砂流出の機能だけを加えてありますので。学識者の方からの意見の中にも、利水に対する効果もあるという端野先生の意見も先日出ていたのを読ませていただきましたし、治水についても、大洪水にはまだ効果はきちんとしたのははっきり認められていないけれども、中小洪水には効果があるということが、日本学術会議の中にも述べられていますので、土砂流出のみでなく、治水・利水のこととしてもう一步素案を書きかえていただきますように要望をしたいと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○ファシリテータ

はい、わかりました。吉野川市のBさんの方からいただきました。

ちょうど105ページにあります、現状で土砂流出に関しての内容であると。もう少し、例えば利水とか治水を含んでの素案にならないかというふうなことだったと思いますが、いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。所属とお名前をお願いいたします。

## ○河川管理者

徳島河川国道事務所河川調査課長の赤澤と申します。よろしくお願いたします。

治水・利水の部分の効果があるということ、その部分を含めて位置づけてほしいということだったと思うんですけれども、治水・利水に関しまして、平成13年に日本学術会議という、森林水文学の先生方の方からの答申なんですけれども、そのまま読ませていただきます。「治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に対して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となる」ということで、中小洪水については機能を発揮するけれども、顕著な効果は期待できないと言われております。

また、水資源貯留機能につきましても、同じ答申の中で、森林が流出を遅らせることは、無効流量、すなわち雨が降っているうちに海へ行ってしまう流量を減少させ、利用可能な水量を増加させるという機能はある。しかしながら、渇水が続きますと、森林自体が蒸発散機能を発揮するので、逆に川の流量は減るという状況も起こると指摘されております。

利水に関して、治水・利水に効果があるということに関しまして、端野先生は吉野川流域において研究されており、学識者会議でご発言されておりました。先生の論文によりますと、昭和30年代以降の国産材の需要の低下があって、その後、不十分な枝打ちとか間伐の不足などで木の中に入るとうっそうとしている状態、木の枝の密度が高い状態に、今なっており、そうすると先生のご意見では、樹冠遮断、降った雨の一部が地表に到達せずに木から空中へ戻っていく分があるそうなんですけれども、その部分について、樹林が高密度化する、樹冠が高密度化すると、多くなる。すなわち地表へ落ちる水の量が少なくなるんだということで、傾向として、先生がおっしゃってたのは、きちんと間伐などをすると水が地表へ届く量というのが若干増えると。増えることによって、渇水の際に河川の流量も増えるけれども、逆に洪水の際にも同じような効果が発揮される。間伐すると地表に落ちる水の量が増えて、それだけ洪水の際に出てくる水の量も増える。渇水の際にも増えれば洪水の際にも増えると、こういう関係だとおっしゃった。これが発言の趣旨だったかと思えます。

ということでございまして、繰り返しになりますけれども、土砂災害防止という観点では、上流の、我々四国地方整備局のダム事業で早明浦ダムの流域に、グリーンベルト事業で若干の植林をやっておりますし、砂防事業の方で災害復旧なんかにあわせて、山腹工という形での植林も一部行っているということでございますけれども、河川事業に関しまし

では今のところ、森林の関係については対象となっていないということがございまして、河川法にのっとり、河川管理者が実施することを基本として策定する河川整備計画では、直接、森林整備に関することを扱うことができないため、関係機関との話し合いを行って、四国地方整備局としてできることを模索していきたいと記載させていただいているということでございます。

○ファシリテータ

はい。進行役の方からでございますが、事務局の方もわかりやすく、簡潔にお答えいただきたいと思います。

質問の趣旨は、Bさんの方からは、今ありましたがいかがでしょうか。

○参加者（Bさん）

今ご説明いただきましたように、平成13年の日本学術会議の答申につきましても、端野先生の論文につきましても、お勉強させていただいているんですけども、それを踏まえた上で、森林の治水・利水に関する効果というものは平成13年度から今まで日々研究が行われておりまして、代表的なのが筑波大学の研究チームだと思うんですけども、今研究途上にあると思うんです。それで、関係機関との連携を土砂の流出に関してここに書きかえをしていただけたということは、研究途上にある治水・利水についても、そういうことをやっている研究機関でありますとか、他のいろいろな国交省以外の機関と連携が可能ではないかと思うんです。そこをもう一步書きかえたことを、もう一步前にぜひ出していきたいと思います。

森林について本当にたくさんの方が貴重な意見を言われているということに重きをおいていただきたいと思います。これでは意見を反映ということに、本当にせつかく、先ほどのAさんからの発言にもありましたように、吉野川のために皆さんが意見を聴く会に足を運んで、いろんな事情がある中で、これだけ貴重なたくさんの森林についての意見が出ているのに、ただ1局だけとの連携をやるというのではちょっと残念かなと思いますので、ぜひ前向きにこの連携する機関をもっとできる得る限り増やしていただきたいということを要望したいと思います。

○ファシリテータ

はい。今、ご意見としては105ページの一番下ですね、「四国森林管理局等との」というふうなところで、もう少しここ以外に増やしてほしいというふうなことでしたが、もしコメントがありましたら。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長の佐々木でございます。

ご指摘のとおり、森林については非常にその保全というのは大事なものだというのは我々、重々認識しているわけですが、今説明がありましたとおり、森林整備を直接河川法にのっかって実施するというところに、非常に私どもとしての権限の制約があるというのも実態であります。そこでこのように記述させていただいているところであります。

この森林整備についても、我々の取り組みというのが、まさにまだ試行錯誤的にやっているという段階でもありますので、今、「四国森林管理局等との関係機関との連携」というふうに記載しておりますが、実際にどういうところと、どういう連携をするかというのは、これからまさに勉強しながら進めていく必要があると認識しておりますので、文面にはそこまで書いておりませんが、そういうことでご理解をいただければと思います。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

○参加者（Cさん）

Cといいます。

○ファシリテータ

おところを、恐れ入りますが。

○参加者（Cさん）

徳島のCです。

○ファシリテータ

はい、徳島からおいでです。C様。

○参加者（Cさん）

森林のことについていろいろと意見があるわけでございますけれども、私はその森林政策と治水の関係はちょっと分けて考えていかんといかんのじゃないかということが1点なんです。というのは、木を手入れして、立派な杉、ヒノキをつくるということは、林業政策からすれば非常に大切なことであるし、木の経済性を高めるということでは非常に重要なことだと思うんです。ところがね、それが即治水につながるという考え方は、これは間違っていると思いますので、それはやっぱり皆さん考え直してほしいと思います。

私は今はもう年をとりましたから、余り谷、山へは入っていきませんが、山歩き、谷歩きが非常に好きなものでして、若いころは曇ったらすぐに谷に入っていったんですよ。

これは雨が降るためにね。そうするとね、どれだけ雨が降ったら水が何ぼ水量が出てくるかということがわかるんですよ。もう何十年も生きてるとね。

ですから、森林の治水効果がゼロであるとは思っておりません。あるんですよ。ありますけれども、私の体験からすればまあ50mmか、精いっぱい見て70mmまでが治水効果であって、それから以上降った雨は、水が少し濁ってきてどんどんふえてくるんですよ。これは全部流れていく水なんですよ。いわゆる木も地面も、もう水は要らないという状況がその数字だと、私たちは何十年も体験してきましたから。

ですから、木を植え、木をつくったら洪水が来ないなんていうことはね、どうして皆さんがこんなことを言うのか私はわからないんですよ。もっとずっと森林というのは、今より昔はもっともっと緑豊かな大森林がいっぱいあったんですね。その中でも、この資料の中にもありますように、慶応何年かのころの大洪水が起きていますわね。そのように洪水は起きるんですよ、絶対ね。だから、木を植えたらもう洪水は来ないんだなんていうことでなくて、それは木を植えて手入れをするということは、私は賛成なんですよ。さっきから言っているように、森林政策として、森林の生産性を高めるという意味でね、非常にこれは価値があるし国家的な事業だと思います。だから、それが治水効果もどんどん出てきてダムも堰も要らないんだということとは全然話が別だと、それを十分理解して、それを2つに分けて考えてもらわんと、非常に私は問題があるんじゃないかと思うんですね。

よく私は友達と話をしますけれど、木を植えればいいんだと、皆さんおっしゃるんですよ。だから、私はその人に言うんですよ。県外のことは私は知りませんと。県内のそれほどどこに木を植えるんだと、植えるところがあつたら具体的に言ってくれと。こう言ったら、例えば剣山とか三嶺の山の上に、上の方はササが生えていて、あんなとこいっぱいあいているじゃないかと、こう言うばかりがおるんですけど、そんなところに木を植えたってね、全然大きくならないんですよ。これはもう皆さん森林の専門家をご承知だと思います。

だから、木を植えろ木を植えろといつでも言うておる。例えば、砂漠地帯ですね、外国の。そういうところで木を植えれば、私は効果が非常にあると思うんですよ。ところが、徳島のような木の非常に多いところで、これ以上植えるところもないし、植えろ植えろと。植えたら、それは治水効果が出てくる、洪水もなくなるんだよという考え方は間違いだと、はっきり申し上げておきたいと思うんですよ。よくね、森林をということでは何かその、皆さんお間違いになっているんじゃないかと思います。私はね、子供のころから山に育って、

山で木を植えて生きてきた人間なんです。今はもう年をとりましたから徳島に出てきますけどね、そんなに効果があるとは私たちは思っていませんし、みんな山の人たちはそうは思っていません。

ですから、そこらあたりをもう少し分けてほしいと思います。森林政策としての森林、それと治水・利水の関係というのは違うんだということを私は申し上げておきたいと思います。以上のおりです。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

今、時間が後ろの時計で3時3分になりました。最初、Aさんから治水と利水の方がありまして、5分間、ちょっとこちらの方を延長したいと思いますので、もう1方だけいらっしゃいましたら。いかがですか。全般について、共通についてですがいかがですか。よろしいですか。

そうしますと、続いて、治水についてということにしたいと思います。時間の方、今から30分とりますけれども、時計で3時半までとりますが、まず最初、Aさんの方から、質問予約ということで、善入寺島の話がありました。治水-19についてですね。先ほど、善入寺島としてこちらの方へいきますと、善入寺島の記述、ちょっとこちらのスタッフのメモしたのを見ますと、素案で欠落していることがある。例えば、善入寺島の遊水地、農地としての存在価値が記されていない。欠落事項は大きく2つですね。今のが1つ。2つ目が、吉野川の水というふうなところですね。こちらの方は後の方ですから、麻名用水の話ですので、まずこちらの方ですね。

まず、先ほどの件につきましてお願いします。事務局の方から。はい、お願いいたします。善入寺島についてですね。

○河川管理者

善入寺島についてお答えいたします。

まずどれぐらいの流量で善入寺島周辺に水がのってくるのかということに関しまして検討してみました。大体、1万2,000m<sup>3</sup>/s から1万3,000m<sup>3</sup>/s ぐらいの洪水が来ますと、水がのってくるということでございまして、その規模の洪水というのは過去に、昭和36年以降、観測を開始して以降ですけれども、8回の記録が残っております。その出方についてもばらつきがありまして、古くは昭和49年9月に載っておるようです。それで最近、平成16年、17年と大きな雨が合ったものですから、頻発したということかと思えます。

ご指摘ののりやすい環境になっているかどうかということに関しましては、断面の形などを見ている中で、昭和40年代からはかなり河床が下がっていて、現在、断面だけを見ればのりやすい環境になってない。ただ、最近、低水路の河道に樹木がかなり生えておるといことがございます。この部分につきまして、当然、木がたくさん生えますと水の流れが悪くなって水位が上がるという傾向もありますし、整備計画は付近の現状の流下能力が少し不足しているということもありまして、木を切る対策を位置づけております。それから、その後につきましてはちゃんとモニタリング調査を定期的にいたしまして、流下能力上問題があるようだったら管理をするということも位置づけております。以上でございます。

○ファシリテータ

はい。

○参加者（Aさん）

Aです。

○ファシリテータ

どうぞ、Aさんお願いいたします。

○参加者（Aさん）

ご答弁をいただきましたけれども、私がお尋ねしたいことから少しずれておるように思うんです。私以外に善入寺島に関わる皆さんからも、前回にもいろいろご意見出ておりました。それで、私が今日申し上げたのは、善入寺島というものの全般的な位置づけが軽んぜられておると。そういう軽んぜられておるといことの1つは、今お話がありましたような樹木。川の中に森林、山林というのは私は要らないと思うんです。

前回いただきました総合整備計画の中で、水害防備林についてはというところがあります。そして、その下に、河道内の樹木についてはというふうな行がありますけれども、これはこの文章は相反しておると、矛盾をしておると思うんです。水害防備林ということと、それから河道内の樹木ということは矛盾しておる。河道内に樹木は私は要らないと。それがあのために水の流れを阻害するし、なおかつ、それにいろんなものがひっかかって、その木の周辺というのはいもう、背丈以上も掘り返って耕作不能になっておるといことを聞いております。

それは2年3年では木は大きくなってないんです。もう長い間、それこそ10年20年の間に伸長して、そして水の流れを阻害するようになっておる。私が申し上げる麻名用水の取水

口周辺もやはりそういうようなことで、南岸の堤防沿いにあった河道がだんだんと竹林あるいは樹林等がはびこって行って、そして川の流れが北の方へ変わっていく。麻名用水の取水口が変わってしもうた。そういうことで、水の流れが変わると同時に流れておる河道が下がって、そして取水が従来のように思うようにいかんというのが現状で。

ですから、私が申し上げる善入寺島の全般についてということは、そういうことも指しておるわけなんです。それで、一抱えにもなるような樹木があるということは、皆さん方は徳島の事務所あるいは高松の事務所へおいでになって何年になられるか知らんけれども、そういうことを見落としてきたと。見逃してきたか、見落としてきたかと。もっときつい言葉で言えば、そういうことを知らずにきたということは全くけしからん。あなた方の職務怠慢。別の言い方をしたら税金泥棒。そういうふうな非難を受けても仕方がないと。そういうふうな現状。善入寺島は本当の意味の遊水地帯の機能は発揮せなんだ。それで一昨年、平成16年の水害等も、やっぱり余分に引き起こしたと私は思っております。

私は昭和29年の台風のときに消防団員の1人として、現在の西条大橋の周辺の、何といえますか、行ったら堤防のほんまにてっぺんの近くまで水が来ておったから、私ども団員が行ったら何にもならんわけなんですけれども、何か起こったその付近に、先須賀地区なんか何か起こったときに、やっぱりその災害対応はせないかんということで、半鐘が鳴って消防団、江川を大井川を渡るようにパンツ1つになって、着るものを頭の上へ置いて、そうして渡って行って警備に当たった1人でありますし、その後、水が引いた後に堤防の木が掘れ返っておるところへ土嚢を積む作業にも消防団が出動してやりました。ですから、それ以後のことについてはずっと吉野川を見てきておりますから、水の出方がどうであるかということも十分承知しております。

きれいな言葉で、レキ河原がどうや樹木はどうやと、景観、環境の話をいろいろしておりますけれども、やっぱり川というのは川らしく、水の流れをよくして、そしてなおかつ、その上に治水・利水が整えば環境や景観やというのは後からついてくるもので。必ず後からついてくる。川らしくなれば、ああきれいだなど。川に対する、自然に対する教育的なこともできるわけですけれども、今の河原へ行って遊べますか、子供が。本当にもう、ここ20年ぐらいというのは皆さん方、放置しておる。そういう状態が今日的な吉野川の姿であると。

もう1つ申し上げますけれども、麻名改良区に対して、必ず私は皆さん方の手によって、そして取水が可能になるようにお考えいただきたいと。決して、取水が困難になってきた

状況というのは、麻名土地改良区の責任では全くない。

○ファシリテータ

Aさん、麻名についてはまた後、利水の方でまた取り上げさせてください。

○参加者（Aさん）

ええ。全くない。ですからそういうふうな樹木、樹林、竹林に対する考え方、見方というのもう一遍、よくね、考えてください。そういうことからいろんなことが派生してきておる。

まあ、これで終わりましょうか。

○ファシリテータ

今、Aさんの方から大きく2点だったかと思います。善入寺島の全般的な位置づけ、こういう点。もう1点、善入寺島の河道内に樹木は要らないと思うと。こういった2点でございますね。これについて事務局の方からありましたら。

はい、お願いします。所属とお名前をお願いいたします。

○河川管理者

先ほどご説明させていただきました山地でございます。先ほど、ちょっと趣旨が違うのではないかということで失礼いたしました。

今、Aさんが言われたとおりですね、私もご意見のあった内容につきまして、特に善入寺島の方からでございますけれども、間違っていると思っております。善入寺島の存在価値につきましては、言われますとおり、昔からその形も変えておりませんし、遊水地としての機能があると。先ほど私が説明しましたように、おおむね1万2、3,000m<sup>3</sup>/s以上の水が出ればあそこが浸ってくると。浸るということは遊水地になるということでございますね。だから、それは現実にあるということで、我々も十分認識をしているつもりでございます。

その後言われました水害防備林と河道内の樹木の話でございますが、その水害防備林につきましては吉野川沿い、通常、竹林と呼ばれるものがずっと川沿いに昔から植えられて、少しでも洪水のときに水が入ってくるのを少なくしようとか、あるいはそのごみや木が田畑に入ってくるのを防ごうといった目的でつくられているのがこの水害防備林でございます。それはそれとして、これまでも役目を果たしてき、今も役目を果たしているということとは十分認識をしております。

それと、ご指摘されました河道内の樹木、木ですね。これは特に善入寺島の周りは木が

あって、最近水が流れにくいと。あるいはその河床の土砂もたまってきたと、こういったご指摘がございます。これに対しましては、あの洪水以降、木が繁茂しているところについては、平成16年から毎年、樹木の伐採を実施してきております。今年も実施しております。来年も実施します。そういったことで対応させていただいております。

ですから、おっしゃるとおり、川の中に樹木があって、それがその水の流れを阻害するということは確かにそうだと思っております、ただ現実的にその川幅が広くて、その川の水の流れる量に余裕があるとか、そういったところはすべて伐採するというのは予算の関係もありますので全部はできませんが、そういった、今言われたような善入寺島周りにつきましては、そういうことで私どもは対応させていただいております。そういう認識を持っておりますので、今後も対応していきたいというふうに考えてございます。

それと、さっきから、ちょっとすいません、司会の方にはお願いですが、麻名用水の話がさっきから何回も出ておりますので、ちょっと、今のコーナーでは違いますけど、ちょっと回答させていただいてよろしいでしょうか。後でないとだめですか。

○ファシリテータ

もしできましたら、今回ルールの進行でさせていただいておりますので少しだけお待ちいただけたらと思いますが。もし会場の皆さんがよろしければ先にいいですが。どうでしょうか。よろしいですか。

では。

○河川管理者

では、すいません。ちょっとお待ちみたいでございませぬので。

麻名用水につきましては、そういう米作等を今つくられて、非常に大事な水だということも認識しております。それ以前はもともとは藍の耕作がありまして、その藍の需要がだんだん少なくなって、そして米作に切りかえられたというのが昔からの経緯だと思っております。今は米作をやられていると、こういうことだと思っております。

麻名用水自体は、さっき許可の話を盛んにAさんがおっしゃっておられたわけでございますけれども、これはご承知の上で言われていると思うんですが、いわゆる川の水をとるというのは、それは麻名用水といった農業用水だけではなくて、いわゆる飲み水ですね、水道の水にしても工業用水の水にしても、すべて川の水というのは公物でございませぬので、皆さんがきちっと、お互いに困らないようにという意味で許可制にして、そのかわり、とる量もきちっと管理をしていただくと。うちの方もそれをきちっと見ていくという、お互

いのルール、約束の中でそういった水の使い方をさせていただいておるわけでございます。

そういったことをごさいますて、その許可制につきましては、要はその水をとる側、これは農水だけではなくて全部同じと聞いてください。農水だけではなくて、とる側の方が十分とれるように、例えば先ほど言いましたように入り口に木がいっぱい生えてきて水がとりにくくなったという場合には、やはり許可を受けている方が、取り入れやすいように改善をしていくというのがルールでございます。ですから、吉野川沿いには、かなり多い許可件数がございます。河川管理者としては川の正常な全体を見て、その川の流れによって治水面と利水面を管理をしているわけでございまして、個々の許可をしているものについて国の方で対応していくことは基本的にはやってございません。

麻名用水についていろいろご要望があつて、話しに行ったんだけど門前払いされたという話もされておりました。実は、昨年、はっきりとした日にちは忘れましたが、たしか秋、10月ぐらいだと思いますけれども、土地改良区の方と麻名用水、それから県の方、一緒になって当事務所にご要望にお越になりました。その場に私もおりまして、きちっとお聞きしております。

そういった中で土地改良区の方から、今の川の流れが変わったとか、木がいっぱい生えてきたという話を十分聞かせていただいております。その場で、今私がお話ししたような理由で、非常に申しわけないのですけれども河川管理者はできませんとお話をしております。その中で土地改良区の方から、では、入り口のところに岩みたいなものがあつて、あれが非常に邪魔をしておると。あれをのけさせてくれんかというようなご要望がございました。それにつきましてはその場で、わかりました、またご相談いただければ、出張所もございまして、今後話を進めさせていただきますと。

実はそんな話をしております。ですから、決して我々がお話を聞いてないとか対応してないということには私どもは思っておりませんので、ちょっとその辺が少し何か情報が違っているのかなと思います。そういったことをごさいます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

今、治水の方から利水に入りましたが、時間の方は治水関係は今の分を延ばして35分まで行いたいと思います。その分、利水は5分間、ちょっと短くさせてください。

はい、どうぞ。治水の方でお願いいたします。おところとお名前を。先にちょっとこちらの方がありましたのでお待ちください。

○参加者（Dさん）

今、善入寺島の件でお話が。阿波市のDといいます。実際に阿波市で耕作している者です。

今、Aさんが言ったように、私は小さいころから近くで水遊びしたり、河原で遊んだりしていました。今耕作をしています。それで、樹木の件ですが、私がもう20年も前に地元の改良区とか議員さんに、このヤナギやこんなに小さい木、もう今細いうちに切らななだらこれは太くなるでよと、そしてお願いに行ってもらったんですが、そしたらそれはある団体の方から反対があると、それで切れないのだというお話をしていました。それで今になったら、1本切るのに何万円か何十万円か知らんが要るようですが、そういう無駄な何じゃなしに、やっぱり全般的に、今のようなこういう総合計画をもっと早目に立てていればこういうことがなかったのではないかと思います。

それから、すごく汚くなって、ほんま、ごみとかいっぱい、やぶとかなにしていますね。私はもう何かNPOをつくって、そこら辺、環境をもっときれいにできないだろうかと、そういうことも考えたりするんですが、もうちょっと環境の面を、もうちょっと考えていただきたいと思います。

それから、洪水の件ですが、平成16年の2度、3度ですかね、あの洪水ですごい被害がありました。そのときに、ある意味はやむを得ないところもあったかと思うんですが、これは人災だという声が大半でした。それに対して、ここは遊水地帯だ、国交省とか大臣さんとか何にしても、これは遊水地帯だからという話の意見が多かったようですが、そこは遊水地帯であると同時に、そのとき立ち退きした人にはここを耕すことを保証するという確約書というんですか、何か文書が残っているようです。そういうふうに、田畑を耕すことも大事、田んぼとしての機能は日本有数の耕作、恵まれた耕作地帯であります。そこをやっぱりそういう面で、環境と農業と両面から考えていただきたいと思います。

それから、平成16年度はやむを得ないとしても、平成17年度の洪水に対して、先制パンチみたいに徳島新聞に建設省が、これはダムの調整機能があったからまだ被害が少なかったんだというような意見が新聞に大きく載せられていましたが、私はあれはおかしいなと思います。もうほとんど早明浦ダムも水がなくなっている状態で、それからずっと満杯にして一度に1万何千 $m^3/s$ もの放流をしたら、それは徐々にたまって、台風が四国に上陸、徳島に上陸した時点で夜中に1万何千 $m^3/s$ も放流すれば大きな被害が起こるのは当然であって、もう秋雨前線で長く雨が降っているんですから、徐々に調整して放流しておれば、

あれだけ大きな被害はなかったと思うんです。そこへ自分だけの独断で徳島新聞に資料を提出するのでなしに、やっぱり住民の声ももうちょっと聞いたりせんと、やっぱり住民がそれが正しいかのように思いますので。そこら辺はもうちょっと考えていただきたいと思っています。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

Dさんの方から4点ございまして、1つ目が河道の樹木の件ですね。この件のご意見、ご質問。それから2番目が、そういった件に関するNPO等との活用。3つ目が遊水地帯についてのご意見と、4つ目が早明浦ダム。こういった面での運用の話でございます。

これはDさん、河道内の樹木とNPOについてはこの後の時間で、維持管理の方で取り上げさせてください。特に今回、治水ということでまだほかにお手が挙がりましてので、治水に関係する遊水地帯の取り扱いの話と、それから早明浦ダムの運用ということのご質問でよろしいでしょうかね。この2つについてお願いをしたいと思いますのでお願いします。

今ちょっとお手が挙がりましたが、先にお2人いらっしゃいますのでちょっとお待ちください。お願いいたします。事務局の方からお願いをいたします。遊水地の考え方ということと、早明浦ダムの運用でよろしいでしょうか。はい。

○河川管理者

では、遊水地というか、善入寺島の方について私の方から。先ほどの少し続きみたいになると思いますけれども、善入寺島につきましては、先ほども申し上げましたように、1万2、3,000m<sup>3</sup>/sを超えると水につかるということ。昔、善入寺島を国有地として買収させていただいたときに、そういう位置づけで買収したわけでございます。同時に今、耕作、優良農地ということも言われておりますけれども、その点につきましても、その当時に500戸、約3,000人の方がそこにおられたわけございまして、買収以降、耕作権許可という形で、通常国有地にしますとそういうことはないんでございますけれども、その当時の事情でいろいろ強いご要望もございまして、今も耕作地しているということでございます。

優良農地としての認識も当然私どもも持っております、全国でも有名だということも十分認識しております。一方、その遊水地という役割を果たしているのもこれは事実でございます。その辺はいろいろ、お互いに相反する部分もございまして、いろんなご意見もあろうかと思っておりますけれども、適切に判断しながら管理をしていきたいというふうに思

っております。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか、Dさん。

そしたら、大変長らくお待ちいただきまして、こちらの方お2人お手が挙がりましてので。

○参加者（Dさん）

すいません、早明浦の。

○ファシリテータ

あっ、済みません。では、そこをお願いします。ダムですね。大変失礼しました。早明浦ダムの方、ご質問ありましたので。大変失礼いたしました。

○河川管理者

吉野川ダム統管理事務所長の岡崎でございます。

先ほど、早明浦ダムの運用につきまして、いろいろご質問、ご意見をお伺いしました。平成16年、17年は大規模な洪水がありましたけど、基本的に早明浦ダムの洪水の調節、運用につきましては、9,000万 $m^3$ という洪水調節のための容量がございます。それをもとに、ダム地点で流入量が800 $m^3/s$ 以上の洪水が入ってきますと、その一部をため、9,000万 $m^3$ の容量を活用するというところでございます。

平成16年につきましては、その9,000万 $m^3$ を使いまして洪水調節をし、洪水をためたわけでございますから、下流の水位は必ず低減しておりました。それと、その平成17年は、御存じのように大きな濁水でございましたので、通常の9,000万 $m^3$ 以上に、相当大きな空き容量がございました。ほとんどの洪水をためることができて、結果2億5,000万 $m^3$ 近いほとんどの洪水をため、下流の水位を下げ、浸水被害の軽減に寄与したと考えております。

実態としては、通常は9,000万 $m^3$ という、空いている容量を使いますけれども、濁水等で下がりますとその容量も使いまして、平成17年のような洪水調整を実施したということでございます。そういうのが早明浦の洪水調節の運用になってございます。簡単ですけども、以上でございます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。Dさん、よろしいでしょうか。わかりました、はい。

そしたら、ご質問がこちらの方から2人と、こちらの方からお1人あります。時間的にあ

とお1人かお2人ということになりますが、まずは、今お手が挙がった方からまず名前を控えさせていただきますので。

まず、どうぞ。お所とお名前をお願いいたします。

○参加者（Eさん）

藍住町から参りましたEと申します。治水-8の「水害防備林、竹林等について」というところなんですけれども、水害防備林、竹林の部分で2点あります。

まず1点目なんですけれども、竹林が、皆さん御存じと思うんですけれども、現状では異常に竹が繁茂して、人も近づけないような状況になっているというところから、適正に、今後その適正というのいろいろ、樹木管理検討委員会でしたか、そちらの方で検討されていると思うんですけれども、その適正に間伐していくことを今後進めていただきたいということを1つ要望するのと。

それから2点目なんですけれども、考え方のところでですね、面積、吉野川に残る竹林面積308haの5%を最低限必要な部分ということで伐採するというところになっているんですけれども、まずその5%の部分がどこなのかということが、もし示されているのであればそれを示していただきたいのと、どこの竹林を残して、どこの竹林を切るというものがもう少し図でわかりやすくなっていけばいいなということ。それから、その5%という数字なんですけれども、その堤防の法線とも関係してくると思うんですけれども、堤防の法線の外にあるのか内にあるのか。堤防の川でない側に残っている水害防備林というのはもう全く意味をなさないものになると思うので、その辺の関係性をもう少しわかりやすく示していただきたいなというふうに思います。以上です。

○ファシリテータ

はい、わかりました。電気の方をおつけください。大きく2つございまして、1つがお願いということで、適正に間伐してほしいというふうなお願い。2点目が考え方ということで、308haの5%を切るという効果がありますけれども、これがどこか。あるいはそれがわかりやすく図にならないか。もう1点ございましてね、それがどこかわかりやすくということと。

○参加者（Eさん）

堤防を法線を引いた後の外にあるのか内にあるのかということも含めての5%ということ、わかりやすく示していただきたいと。

○ファシリテータ

はい、わかりました。では、お願いいたします。はい、どうぞ。

○河川管理者

済みません、2点3点ほどでございますけれども、まず竹林の管理について。おっしゃるように、今、昔に水害防備林として植えられた竹が、最近是非常に管理ができてない部分が多くて、少し山と同じように荒れているような状況にあるというのはご意見のとおりだと思っております。そういう意味で、竹林だけではございませんけれども、河道内の樹木も含めまして委員会をやってきておるといのもお話のとおりでございます。今後、水害防備林については、その地元の方等も含めまして、それで一緒になって管理をやっているかといけないと思っております。

そういう意味では委員会の中で、整備計画の一番初めのときにもご説明したのですが、残し方というのはあると思います。その辺が、場所場所によってやはり変わってくると思います。そのため、どういった残し方をするのかというのは、場所場所で管理目標みたいなものを定めて管理していきたいというふうに考えております。

それから、2つ目の伐採面積の話でございますが、さっき私がご説明したときにパワーポイントで映していたのですが、今もう一度見ましてもわかりにくいといいますが、ちょっと見にくいと思います。それでパワーポイントの中には、今言われましたように、河道掘削による伐採の部分と、それから、堤防ができることによる伐採の部分ですが、色をつけて描いているんですけど。済みません、資料がわかりにくくて。それはきちんとした絵がございますので、またお示ししたいと思います。

その中で、あと川以外のところの水害防備林を残してもそれは役目を果たさないのではないかというようなご指摘もございました。それにつきましては、当然、竹林がありまして、例えばその中を真っすぐ堤防が通った場合は川の中と川の外と両方に残る場合があるわけでございます。1つは、水害防備林自体がもともとこの堤防がないようなところに水害から守るという意味で植えられておりまして、堤防ができれば、逆に堤防がその役割を果たしてくれる、役割が変わるということですね。ただ、竹林自体が全然役割がなくなるかというところではなくて、私がさっき説明しましたように、景観の話もありますし、それからもう一つは環境面といった面で、生態系ですね、動植物の生息する場にもなっているというのも事実でございます。単に水害防備林が水害だけの役割を果たしているとは今のところ解釈しておりません。

そういった面で、水害防備林も残せば直接堤防に水が当たるのを少しでも防げるわけで

すから、そういった役割も当然残ってくるわけでございまして。そういったご理解をして  
いただきたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。Eさん、よろしいですか。はい。

今、お2方の手が挙がりましたが、ちょっと今回、進行のルールの場合で。

○参加者

内水被害。内水被害。

○ファシリテータ

内水被害。

○参加者

はい。

○ファシリテータ

できたらちょっと、後。

○参加者

だってさっき……までとったやないかい、時間を。……までとっとして、今回も言わさ  
んかい。……やないの。

○ファシリテータ

そうか、そうなるんですね。

そうですね。やっぱり1つそういうルールが崩れると崩れてきますね。

○参加者

……やから発言とらんかい。

○ファシリテータ

そうですね、さっきにやってしまいましたから。

そうすると、今、非常に大きいので、そうですね、先ほどルールとして1人お認めした  
のでということですね。

それでは、ちょっと質問されたい方お手を挙げていただけますか。

○参加者

はい、内水被害。

○ファシリテータ

3名ですね。3名ということですね。3名の中で、今最初お2人が先にやって、Bさんが最

後でございました。どうしても時間延長をすとしても限界があると思いますので、一応今回、最大1時間延長ということですので、30分とした中で、実はあと時間が20分ぐらいとれるぐらいの余裕でございます。ですからこの、今3名とられるとほかの人はとれなくなります。それで私、進行から申しますと、先ほどお1人お認めいたしました。で、実は先にこの方が挙がっておりましたので、先にこの方にさせてもらってよろしいですか。大変恐縮ですが、はい。

そしたら、先にお名前だけ伺っておきますが、まずお1人だけさせてください。それで結局、今回ルールとして30分としながら、お一人認めるというようなことで今日進んでおりますので。そして、あとお二人の方、お名前をちょっと。

○参加者（Fさん）

はい。吉野川市のF。

○ファシリテータ

はい、吉野川市のFさんと、Bさんですね。わかりました。そしたら今日、お1人について、先にこのお1人だけ追加で進行したいと思います。おところとお名前をお願いします。

○参加者（Gさん）

ありがとうございました。阿波市のGです。

先ほど、やぶのことですか、竹やぶのことについて問題が出ておりました。私は岩津橋からずっと下流に下がって、十川ゴム工場のあの周辺に住んでおります。それで私、毎日土手を歩いております。それで台風が近づくごとに、いろいろそういう問題点も、今言われていることが、ああそうだなということ。全く知識はございませんが、新聞のピラで本日出席させてもらいました。

それで散歩しておりますと、川筋が全く変わっております。北岸と南岸がございます。南岸の方は大楠という大木があります。そして北岸の方は竹やぶと、岩津の縁からずっと降りますと竹やぶと木がね、川の堤防を防ぐための木が植えられております。ところが平成16年度の台風で、その川の流れが非常にきつくって、その堤防まで来ております。その堤防の向こう側に竹やぶがございます。で、今その棒グラフが出ておりました、岩津の竹やぶの状況が。その竹やぶが今、まだわずか残っております。そして、その竹やぶから向こうの方に、もう10年にもなりますかね、そういう木の太木というまでではありませんが木がありますが、今回の台風で、その根っこが洗い出されてしまいました。というのは、

川筋が北岸の堤防沿いにずっと流れてきていまして、どうっと放水しますと水圧が上がって、その堤防に圧がかかるんでしょうね。堤防に来るまでに竹やぶ、それから、その木というものの根っこが本当にもう、この木の根っこがもう今洗い出されております。ですから、川の中央の流れというものがなくて、北岸と南岸の両側に流れているんじゃないかなと思います。

それで、私も不審に思いましたので、80歳をもう超える先輩の方にお話を伺いますと、本当に川の流れが変わってしまって、北岸の方に水圧が、非常にきつい水圧で来るので、その堤防も危険な状態になっている。そうすると、その堤防が破壊されますと、私たちの住んでいる町は一のみに川になってしまいます。あの十川ゴム会社のグラウンドからずっと東林の方、ずっと水が来ます。

だから、私は本当に一住民として、これ、こんな会があるのは全く知らなかったんですが、新聞のこれを見て、ああ、今日こんながあるんだなと思って実は出席させてもらったんですが。そして今お話を聞いていると、ちゃんとした統計がある。竹やぶの、いろいろあるんだな、こんなことしてるんだなと思いつつ、私たちの住んでいるあの町が、今度の台風が来たら一のみにゴム会社からずっと、みんな住民がどんな生活をするようになるだろう。今、防災防災と言われておりますが、水害についてのことよりも地震のことばかり言ってます。だから、私はそれでは困るなと思って、今日は本当にお恥ずかしいのですが出席させてもらいました。

だから、私の問題点としては、中央の川の流れをどんなにか、両岸じゃなくて中央に流せないだろうか。それから、南岸の方の大楠の方はきちんと整備ができております。だけど、北岸の方は本当に哀れです。昔の渡し場から、淵ですね、岩津の淵からずうっと東の方へ行きますと、昔は子供たちが行ってあそこで川のお勉強をしました。だけど今はもう一切そういうことはございません。それで自分が勇気を持って行こうかなと思って、今日は出席しました。どうもありがとうございました。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。今、Gさんの方でご質問がありました。大きくは川の流れの話と、それと北岸の方の整備の話でございますが。

少しだけGさん、お待ちください。今ちょっと準備されていますので。

Gさん、ちょっと時間がかかりそうなので、今この質問をお受けしたということで、とりあえず後からということでもよろしいでしょうか。

○参加者（Gさん）

はい。

○ファシリテータ

はい。そしたら、まず後半、おそらく時間が若干残りますので、Gさんのこの事務局の方の、回答と、先ほどお手を挙げたお2人の方を一応質問予約させていただきたいと思えます。

それでは、次の利水の方へ移っていきたいと思います。ちょっと時間がたちましたが、今、会場の時計で45分、3時45分ですね、ちょっと治水の方がとりましたけども、一応、当初予定は30分でしたが、治水は既に5分とっておりますから25分の予定でいきたいと思えます。これが終わって休憩を10分間とります。今から時計で4時10分まで、利水の話をしていきます。

利水について、先ほど麻名用水の方はいただきましたが、ほかにどうぞ。利水関係に移りたいと思えます。

いかがでございますか。利水。はい、どうぞ。

○参加者（Aさん）

失礼します。重ねてのお尋ねになりますけれども。

○ファシリテータ

Aさんですね、吉野川市のAさん。

○参加者（Aさん）

ええ、Aです。整備局の、名指しで申しわけないですけれども大谷さん。四国地方整備局の考え方として、56ページの利水のところで表現されております。「川は自然によって形成されていることにより、取水のために人工的な河道の付け替えを行うことは、国土交通省では困難であることをご理解下さい。なお、川の形状については自然に任すことがよいと思えます。また、取水機能の維持に関しては、土地改良区が対策を示し、協議を頂ければ審査を行い、対応していきたいと思えます」、こういうふうに書いてありますけれども、この文言に大谷さんは固執をされますか。それとも、次回までに協議をして対応を考え直していただけますか。

○ファシリテータ

Aさん、これは修正をお願いしたいというふうなご意見ですか。

○参加者（Aさん）

いや、修正をお願いするんじゃない。これはもう当然に、国土交通省がもう20年30年にわたってその河床、河原の管理を怠ったがために河道が変更していった、私はそういう見解であります。

ですから、改良区が手を施して何かをするということは、私の推測でありますけれども、改良区には全くその予算的な余力はありません。ましてやそれを改良区の組合員、田んぼをつくっておる人に賦課するということは、まずもってないと思います。できません、現状では。

従って、私はこの文言を、素案を修正をして、国土交通省の責任において、流入可能な方策を考えますというふうなご答弁を今日はいただきたい。そういうことでございます。

○ファシリテータ

はい。Aさん、会場には他の方もいらっしゃるので、もう一度、今の素案のページ数を会場の方にもお教えてください。

○参加者（Aさん）

56ページの3番。「河川水の適正な利用」というところでございます。

○ファシリテータ

56の3番ですね。

○参加者（Aさん）

ええ。利水-5の「麻名用水について」。

○ファシリテータ

済みません、ちょっと私は違う方を見ておまして、素案ではなくて意見書の方ですね。意見のまとめの方の56ページ。

○参加者（Aさん）

ああ、はい。

○ファシリテータ

済みません、大変失礼しました。皆さん、2つありますが、「四国地方整備局の考え方について」という方、この56ページでございます。大変失礼しました。

では、国土交通省の方から。

○河川管理者

名指しがあったものですから。調査官の大谷でございます。

先ほど言われました麻名用水の取り入れ口のための河床の話でございますけれども、実

は、先ほど岩津下流のGさんの、お話にあったと思うんですけど、川の中のみお筋というのは変わります。その真ん中だけ通るわけにいかない。例えば麻名用水の方を通るには、川が真ん中を通ってしまえば水なんか通せない。非常に困ると。あれが真ん中の方へ寄ってないから取り入れ口のところへ水が来てくれますよと。他へ行ってしまふととれなくなりますとか、いろいろあります。

川というのは動きます。これは吉野川のそばにお住まいの方はいろいろ見られたと思うんです。今ある砂州が、ずっといつまでもそこにあるわけではなくもちろん長い時間をかけての話ですけど、大きな洪水の後などは川の中の様子はがらっと変わってきます。

それと、今皆さんがお住まいになっているところ、これも堤防で切られて安全だと言っていますが、はるか昔、堤防がないところは吉野川が流れたところです、皆。先ほど今、堤防が切れたらどうなるかというお話があったと思うんですけど、まさに川が流れるんです。そういうところへ我々は堤防を築き、畑を築いてやっと住んでできていると。そういうことを忘れないでほしいんです。堤防があるからもう大丈夫とか、川が真っすぐ流れるというのは無理です。

我々としても、ここに書いてあるんですけど、河床をきっちり管理して川が動かないようにしてくれというのは、難しいというのを多分よくわかった上で、取水口の付近だけは何とかしてくれよと、水だけはとれるようにしてよということだと思います。

ただ、先ほども少し話したように、河川法上、我々はそうはできない。ただ、河川の管理上、河床が堤防を守るためにいろいろ役立ってきます。その辺はお話を聴きながら近くで工事をするにはできるとは思いますけど、基本的な理念として、河川管理者が取水ができるように取水口付近の工事をしよと。これは難しいと思います。ただ、地元のために、その堤防を守るために行った工事のせいで取水がしやすくなる、これは可能だと思います。我々も、皆さんの税金を使って工事をやっています。特定の団体とか、特定の人のためにそこだけよくするとか、それはなかなか難しいです。ただ地域の皆さんのために我々川を整備しておるのだから、やれることはやらせたいと。その中で協議もさせていただきたいと思います。正式に全部やると言えと言われるのは非常につらいのですが、その辺は事務所と十分相談してください。この辺でこらえてください。

○ファシリテータ

よろしいですか。

○参加者（Hさん）

それ、発言もないんですけどね。

○ファシリテータ

ちょっとお名前と。

○参加者（Hさん）

管轄の省が違うんでしょう。おたくらに責められてもしようがない。ほんま言うてね。

○ファシリテータ

済みません、ちょっと一応。コメントですが。

○参加者（Hさん）

意見やないんで。農水省に言えば、農水省が働いて、国交省に許可を得るとね。どうい  
う方向になると。私、上板のHと申します。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

○参加者（Hさん）

横から口を挟んで恐縮なんですけどね、懸命に国交省のお偉方が説明されておりますが、  
その意見を言うのは管轄省が違ふと。まあ縦割りを何を言うんだと。あくまでもこれは総  
合的な対応であって、国交省に言えばやってくれるという筋もあろうかと思いますが、や  
はり相手は農水省が大将だと。農水省が働きかけて、協議とかいう形で国交省の方へ行け  
ば話は打開されるかもわからん。あくまでも河川は国交省の管轄であって、これを動かす  
にはなかなか大変なことだろうと思いますがね。

やはり土地改良区は農水省が管轄で、その方向から進めれば解決の糸口が出てこようか  
と思うんですがね。農水省の方が補助を出して、河川の中をくぐらせて、トンネルとかを  
敷いて、それで麻名用水の取水口のところへ引っ張っていくとか、そういう方法があろう  
かと思いますので。

口出しをして恐縮なんですけど、そういう方法で努力された方が近道かと思うんですが。

○ファシリテータ

はい、Hさん、ありがとうございました。近道というふうな、これは提案をいただいた  
というふうなことです。

何かコメントがもしなければ。はい、どうぞ。お願いいたします。

○参加者（Iさん）

私、初めて発言するんですけどね。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

○参加者（Iさん）

今まで徳島市の方の会場で。

○ファシリテータ

済みません、最初にお名前とお所をお願いします。

○参加者（Iさん）

国府町のIですけどね、住んでいるところは角ノ瀬樋門で、先ほど飯尾川のことをいろいろ言われているんですけど、角ノ瀬樋門のほん隣で住んでいるんですけどね。

長年、その飯尾川の角ノ瀬樋門の管理とか、下流の不動町の樋門にもあるんですけどね、ちょっとこれ何ページか、ちょっと先ほど、忘れているんですけど、樋門の管理が先だっ  
ての台風で開放するのが遅れたということですけど、それまで平成元年、2年か3年ぐら  
いから完成してずっと、洪水のたびに私が飯尾川とかそういうふうな、軒先ですの  
でいろいろ見ているけど、やっぱり樋門を上げるのがどうしてもちょっと遅いな  
という感じは昔からあったんです。それで、いわゆるもう雨が、長雨がこうど  
んどん降っているのに、もう満水でありながらまだやっぱり堰を上げないとい  
うことで、できたら半日、もう最近はそれで気象のコンピューターのスーパー  
コンピューターが優秀になって、かなり予測が正確になっているので、でき  
るだけ早くね、できたら暴風圏に入る前にもう上げてほしいんです。今  
まで暴風圏に入っていよいよになって堰を上げているというのがほとんどなん  
です。それがほとんどというより100%なんです。だから、できるだけ早く  
上げてほしいなという感じはします。

それと今、樋門のポンプアップの工事を横でしているんですけど、実は一番最初  
はあれはポンプアップという計画だったんです、工事は。それで樋門とい  
うことでね、平成元年に完成したときに、我々地元の者としては、まあ私も  
地権者の1人やけれど、ポンプアップの工事が無いということで、みんなあ  
っけにとられていたんですわ。これは何という工事やというて。それで今、  
そのまた追加工事ということで修正しているけどね、はっきり言って強度的  
にはまた複雑な、後から継ぎ足しですということはコンクリートの強度と  
か、そういうふうなのが問題があると思うんですけどね。

今、ゴム堰と、それと国土交通省の管理の角ノ瀬樋門と、ゴム堰は県の管理  
なんです。それと、そのポンプアップの管理とね、いわゆる3つの何か管理が、  
複雑にそれで管轄が

また違うんですわ。操作が非常に難しいと思うんです。だから、そこら辺をきっちりシステム管理を、マニュアルをわかるように地元の者にもしていただかないと、これは操作を誤ると大変なことになると思うんです。今までと違ってものすごく複雑になっているからね。大水害になったりする危険性が高いと思います。複雑だから。そういうことです。お願いします。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。Iさんにご質問いただきました。

この点は、ちょっと休憩後の維持管理のところでも取り上げさせていただきます。お願いします。先に質問をされましたが、一応維持管理ということで。

ちょっと今、利水の方、こちらの方で利水の方へ行っておりますので、ちょっとだけお待ちくださいませ。利水関係ですね、今こちらの、皆さんのお手元の方では、意見のまとめの方では利水1から利水6がありますが、特に利水に関してご質問は。今、時間をとっていますのでお願いします。

ございませんか。今ちょっとご意見がありました。一応、先にほかのところを全部行きたいと思っておりますので。利水ございませんか。はい。

なければ、一回ちょっとここで休憩を10分とります。この後ですね、あと残りの環境関係、維持管理関係、その他ということでいきたいと思っておりますが、一応休憩ですが、今時計がちょうど4時前、会場の時計が4時前ですので、10分間とりまして4時10分まで休憩をとります。その後、一応30分間とりますが、今日ちょっと進行のルールで、あと時間がある場合はお1人追加ということで今言っております。それから、追加質問については残りの時間の方で取り上げさせていただきます。

では、4時10分まで、会場の時計で4時10分まで休憩いたします。

〔午後 4時 5分 休憩〕

〔午後 4時15分 再開〕

## 6. 議事 (4)

### 1) 質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

それでは、再開をしたいと思います。今から、今度は環境に関するご質問・ご意見をいただきたいと思っておりますが、時間としては会場の時計で今16時10分ですので、16時40分まで最大とりたいと思っております。はい。まず、環境に関してお願いいたします。ちょっとお時間

をとります。お考えください。はい、どうぞお願いいたします。もう一度おところとお名前をお願いいたします。

○参加者（Eさん）

藍住のEです。多自然型川づくりのことも環境のところでもいいんですか。

○ファシリテータ

そうですね、はい。

○参加者（Eさん）

多自然型工法と多自然型川づくりというところなんですけれども、先ほど説明のプレゼンテーションの中で多自然型工法の1つの例として、平成17年の第十堰の補修工事が住民の意見を募集して行われたというふうに言われていたのですけれども、私自身もその工法に関しての意見を応募はさせてもらったんですけれども、私自身としては今行われている工法に関しては納得いってなくて、それで住民参加で行っているというふうに言われていることはちょっと疑問を持っています。

その多自然型工法に関しては、流域住民であったり専門家の意見を聞いてその場所その場所に合った工法で進めていくということなんですけれども、やはり今のやり方でまず国交省さんの方がこういう形でやりますというふうな意見を出して、それに対して意見募集をするということなんですけれども、出される意見もかなり少ないというふうに認識しています。その意見を出されることも少ないんですけれども、その意見が反映される仕組み、多自然型川づくりか住民参加ということにテーマが移ってしまうかもわからないんですけれども、そういう点をもう少し一から考え直して、例えば素案をつくる段階にまず流域住民の意見を聞いてたたき台のようなものをつくっていくというようなこともこれから考えていかなければ、その場所その場所で行われている多自然型川づくりというのが本当に名ばかりで、本当に多自然型ではないのではないかということをご提案というかお願いしたいと思います。

それからもう1点あるんですけれども、修正素案の89ページ。河川空間の整備と適正な利用というところで、89ページの親水護岸の整備事例というふうになっているんですけれども、私自身この写真を見てこれが果たして親水護岸なのかどうかというところにも疑問を持っています、こういうコンクリートと、それから石とか使っているんですけれども、こういう形でやったものに果たして親水性があるのかというところも、先ほどの多自然型工法と絡んでくるんですけれども、これも本当に住民の望むものにしてほしいという

ふうに思いますので、この親水護岸の整備事例、これが親水護岸かどうかというところからまず議論してほしいなというふうに思います。以上です。

○ファシリテータ

はい、わかりました。大きく言えば2点ありました。1点目の今のご質問については意見のまとめの考え方についての、環境9番、環境10番についてのご意見です。もう1点が素案の89ページの写真ですね。こういったものが多自然かというふうなことでございます。まずこの2点、1つが環境-9、環境-10に関する、特に環境-10については仕組みについて、こちらの方についても住民や専門家の意見を聞きそういったシステムづくりとありますが、この点についてお願いいたします。はい、どうぞお願いします。

○河川管理者

山地でございます。よろしく申し上げます。2点ほどございましたけれども、まず仕組みづくりですが、これにつきましては先ほど少し私の説明が不十分だったかもわかりませんけれども、説明の中で今後住民の方々のご意見も伺えるような仕組みづくりについて検討を進めていきたいということでご説明をさせていただきました。ただ、具体的にどんな形で進めていくのかというのは、ご指摘のとおりまだそんなにきちっとした組織があるわけではございません。今までは多自然の川づくりということで御存じかもわかりませんが、平成2年3年当時から取り組んできたところでございます。「多自然型」と言われましたけれども、実は「型」が抜けていまして「多自然川づくり」ということになってきております。そういった転機に入ってきておりますので、そういったことについても少し仕組みづくりを今後考えていきたいと思っております。

それともう1点でございますが、89ページの写真にあるようなものが親水性のある護岸であるかどうかということにつきましては、これは前の会でも少しそういったご意見が下流の方からも出ておりました。少し私の考えになるかもわかりませんが、こういったものが親水性があるかないかというのは、やはり利用される方が感じるのが第一かと思っております。いろんな見方、考え方がある中で、同じ多自然といってもこれが多自然と言えるかどうかというのは非常に難しい領域になってくると思っております。

そういう意味で我々はこういったことをやる場合には、地元の市町村の方と、今回も北島町に水辺プラザというのを計画の中にも位置づけておりますけれども、そこもいろいろ利用の仕方があると思っております。ですから、今言いましたように、その地域の方々のご要望に答えるような形で整備をしていかなければと思っております。その地域の方々ご

ことと他から来てそのところを見たときに違うじゃないかという見方も当然あるかと思えます。あるかと思えますけれども、基本的にはその地域地域の地元の方々の、皆さんのお考えを満足するのはなかなか難しいと思えますが、その辺は一緒になってまとめていってご利用される方の希望に合った形の整備というものをしていかなざるを得ないと思っております。

それと、さっきちょっと私が説明不足で抜かっていた点が1つございますので。例の竹林のところですね。竹林のところ、我々が整備をしていく中で2点ほどございまして、1つは全部国有地でないということ。民地があるということもあります。ですから、その民地のところにずっと竹林をつくっていかれているということで、我々がダイレクトに入っていくということはなかなか難しいケースもあるということが1点でございます。

それともう1点、水害防備林の役割ということで、堤内側、皆さんが住んでいる側に残る側の竹林は余り水防機能がなくなるのではないかというようなことも少し言いましたが、訂正させていただきまして、例えば堤防が壊れたとかあるいは堤防を超えて水が入ってきたといったときには内側にあるものもそういった役割を果たすことができますし、それから一方、切って使えば水防資材にも使えますので、そういった面で少し利用できたり役目はあるということでございますので、少し補足させていただきました。

○ファシリテータ

はい、わかりました。今、環境の方ですがほかはございませんでしょうか。はい。

○参加者（Jさん）

阿波市のJと申します。この修正素案の87ページの。

○ファシリテータ

はい、87ページ。ちょっとあけますね。

○参加者（Jさん）

これの上の図なんですけど、現状と上流側、下流側だ、レキの再生ということで図が描いてありますけれども、3年ぐらい前に西条大橋から上で実験をされておりました、ヤナギを切ったり外来植物を抜いたりして、河道、河川が再生されてすばらしい河原になっておりますけれども、あれを我々今住んでいる善入寺島周辺でも切っていただいております。これは確実に河川の再生をされておりますので、環境団体その他の方々のご意見もございましょうが、早急に第十堰から上にとにかく、岩津の周辺まで、善入寺島周辺がこういう外来植物、ヤナギとかそういうのが集中的にたくさん生えておりました、いろんな、台風

の後の現状を見ますと、ビニールが樹木にひっかかって短冊状態になっておりますので、これを整備していただいておりますが、この整備をもう少し予算をつけていただきまして、河道の整備をしていただいたら、またそのあたりの優良農地が随分助かるのではないかなと思っておりますので、この整備を国土交通省さんの方には早急をお願いしたいと思っております。

○ファシリテータ

今のJさんのご質問はこの後の維持・管理のところで河川内樹木がありますので、そちらの方で取り扱わせてください。済みませんが、後のところで一応、こっちの方へまず予約をさせていただきます。

ほか、環境関係で。はい、どうぞ。

○参加者（Bさん）

吉野川市のBです。環境についていろんな項目が、細かいことを言えばたくさん、1回目の意見を聴く会にも出ているんですけども、先ほどのご説明の中でも、環境目標を立てることに対して、過去のいろんなデータが不足しているということで困難だというようなご説明もありました。この整備計画を新しくつくるにあたっての法律の根拠というものが、先ほども言いましたけれども、河川法が新しくなって、国交省の河川管理の中に今までは治水と利水の2つが大変重要ということで吉野川工事実施基本計画ですか、それのもとに堤防整備でありますとか、いろいろな掘削でありますとか、今現在もずっと行われておりまして、ポンプ場の2つの整備もその中で行われていると思うのですが、今新しく計画をつくる根拠は、その中に治水・利水以外に環境という新しい分野が出てきたということで、今これを私たちが一生懸命議論しているわけなんですけれども。

その中で環境に対する意見が出てきて、データがないということで、ほとんど細かい部分は修正していただいておりますけれども、環境目標の設定であるとか大きなところがなかなか意見の反映ができていないというふうに感じました。それで、この非常に重要な治水・利水と並んで重要な環境ということでぜひ、他の部門にも言えるかと思うのですが、分科会方式みたいなものを検討していただいて、環境に対してはもっと他の部門、他の省庁との連携、環境省とかとの連携もあるんでしょうけれども、特に環境のところを素案に本当に反映できるようにするような方式を考えていただけないかと、要望をお願いします。

○ファシリテータ

今、大きく2つあったかと思えます。1つが、治水・利水以外環境がたくさんあって、それが十分まだ反映されていないといったようなご意見と、もう1点は進め方のことでこの6番目になるかと思えますが、その他にもちょっと関連するんですが、半分半分関連するというふうに思えます。特に4番目の環境と1番の治水が多いと、この件について事務局の方からお願いいたします。

1つ目が、意見がまだ余り入っていないのではないか、十分ではないと思っている、データ不足ではないかと。

○参加者（Bさん）

それは専門家を入れたい。別の分科会が必要だと。

○ファシリテータ

必要ではないかなと。この件ですが、いかがでしょうか。

○河川管理者

山地でございます。今のご質問と申しますかご意見でございますけれども、2つあって、分科会方式でということといろいろ議論をする方式をできないかということにつきまして、は仕組みの方の話になると思えますので別に回答させていただきたいと思えます。

初めの質問の、治水・利水・環境ができたので環境を特に反映していかないといけないと、こういうご意見でございます。目標につきましては、先ほどからご説明しているとおりでございまして、データがないと、なかなか揃ってないということとございまして。これは実態としてそういう実態があるのでいろいろそういったご意見がたくさんあったということは十分私どもも承知しております。

ただ、ご説明の中でも行いましたように、今後そういった調査を継続して行い、そういう情報を蓄積していくと。そしてまた、中央の分科会、社会資本整備の中の分科会でそういう目標づくりというのも今後検討していかなければいけないのではないかと申した話が委員の方々から出ているということも事実でございます。そういうこともございまして、今後目標、どんな目標になるかわかりませんが、指標とかですね。それはこれから検討していかなければいけませんけれども、そういった方向で我々も検討していきたいということ先ほどご説明させていただいたと思っております。今の時点で言われていることと申すか要求されていることはよくわかるんですけれども、現実の話としてなかなか対応が難しいと言わざるを得ないと思っております。

環境、ここからは私個人的な話ですけれども、環境調査にも、予算のことを申し上げ

て誠に申しわけないのですが、調査をするだけでも非常にお金がかかります。例えば今実施している河川水辺の国勢調査というのを先ほどご紹介しましたけれども、あの調査にしましても一通り5年間かけてやっております。それも定量、定性的な調査ですね、地点も十数点といったばらばらでやっております。それだけでも1億5,000万近いお金がかかっております。非常に今予算が平成9年度当時の半額ぐらまで抑えられております。維持・管理部門、それから治水部門・環境部門についても、まさに非常に厳しい状況でございます。ですから、その辺はバランスをとりながらやっていかなければいけないと思っております。現実そういう実態がございますので、できる限り努力はしていくつもりでございます。そういったところでご理解をお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

事務局側からこう言っておられますが、いかがでしょうか。

○参加者（Bさん）

今、中央の方の分科会で環境の目標設定等についての検討が行われるということだったんですけど、そちらの方は吉野川の各論ではなくて総論的なものが行われるのでしょうか。もしそうであるならば、近い将来、ぜひ地元の吉野川にフィールドを持ってそういう調査をされている方たちもそのテーブルについての各論的なものも行われますように要望したいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

○河川管理者

ちょっと済みません。もう一度はっきり言っておきますが、社会資本整備審議会の河川分科会の中で、そういった必要性が求められているというご意見があるということございまして、今やるということが決まったわけではございません。ですから、吉野川でやれるかどうかにつきましても、まだそこまで具体的にももちろん話が出ているわけではございませんが、そういう方向性の意見があるということで、必要性が求められているということでございますので、私どももそういった方向で検討していきたいということでございます。

○ファシリテータ

はい。ほかは。はい、どうぞ。お手が挙がりました。

○参加者（Eさん）

環境目標の設定についてデータが。

○ファシリテータ

済みません。もう一度。

○参加者（Eさん）

藍住町のEです。

○ファシリテータ

はい、お願いします。

○参加者（Eさん）

環境目標の設定についてのデータがない、ないというか少ないというふうに言われているんですけども、それは大体何年分ぐらい蓄積したら今後環境の目標を設定できるようになるのかということ、まず今考えられていることと。

それから、平成2年から環境調査を始められたというふうに言われてたと思うんですけども、まずその平成2年から今年平成19年ですかね、それまでに蓄積したデータというものをこの整備計画の中で明示していただけないかと。その生物別の指標であったり植物であったりというものを、今の段階である分だけの整備計画の素案の中に示していただけないかなというのが1つ提案です。

○ファシリテータ

はい。今2点いただきました。1点目、データ、環境目標を考える上で何年ぐらいデータ蓄積があると考えられるのかというのが1点。もう1点が、今まで、平成2年から平成19年までのデータというものが整備計画の素案、整備計画の中に入りませんかというふうな提案ということですね。

○河川管理者

山地でございます。今までの調査結果が入らないかということでございまして、一応整備計画で、一覧表を追加してつけさせていただいております。それと、これだけではわかりませんので、ここに使った細かいデータにつきましては、これも先ほどご説明させていただきましたけれども、別途資料公開をしておりますので、それを見ていただければ調査結果、今までやったものがすべてわかるようになっております。ホームページ等でも載せているところではございます。

それと、どれぐらいデータが集まればという話もあるんですけども、これは、指標づくりをどのレベルでやるのかということにまず関わってくると思います。極端な話をすれ

ば、これは例えばアセスのレベルをやるとすれば、ものすごい量が必要になります。いろんな観点から検討しなければいけない。ただ単に川の中を見てどの魚を指標にしようとかいった単純なものではなくて非常に、全体の生態系も見た中でいろんな調査をやらなければ、なかなか現実的には難しい問題だと思います。

ただ、そういうものではなくてもう少し皆さんがわかりやすいようなということもあろうかと思いますが、それもいろいろ、予算のことばかり申し上げて申しわけないんですけども、そういった状況でございますので、予算さえつければ一気に調査の進展はあると思いますけれども、現実的にそういうところがございまして、積み重ねて積み重ねてやっていかなければいけないのだなというふうに思います。全体的にはですね。

先ほどの表は44-1ページ、2ページという形で素案の中に追加させていただいております。それと今の調査につきましては、済みません、途中になりましたけれども、そういう実態もございまして、今後どんな指標がいいのかとかそういったものはそういう検討の中で、また調査の必要量につきましても、当然調査しなければわからない部分でございまして検討させていただきたいと思います。

#### ○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。ほかに環境に関するご質問はございませんか。

では、一応これで、環境の方を打ち切らせていただいて、続いて環境の次です。維持管理ですね。この維持管理については一応皆さんこれを確認いただいて、この意見のまとめですね。考え方についてというところの、最初四、五枚目にありますが、維持管理というのが管理-1から管理-24までございます。先ほど既にご質問いただいております、まず、このご質問についていきます。3つほどございます。

阿波市のDさんの方から河川内樹木の話があります。20年前に樹木の伐採のお願いに行きましたが、そのとき対応しなかったために無駄が多い、もっと早くしてほしかったということで、もう一度Dさんの方でご質問をちょっと補足をお願いいたしたいと思っておりますので、マイクの方をお願いします。時間の方ですが、今4時35分ですので、5時5分までこの維持・管理の時間をとりたいと思います。

いらっしゃらないですね。わかりました。そうしたら、一応こういったご質問がありましたので、質問の方は今いらっしゃいませんが事務局の方から。

いらっしゃいますね。ごめんなさい。マイクの方をお願いします。大変失礼しました。Dさんの方、河道内樹木について。大変失礼しました。

○参加者（Dさん）

今さっきお話ししたように、その当時、もう小さい、親指程度のなにを抜いたらこんなに大きな、多分莫大な費用をかけてしなくても。やっぱり総合的に、国土交通省なら国土交通省だけで、農業とか環境面とかいろんな面から総合的に考えていただきたいと思うんですね。これはもう今早急に、橋から300mとか何とかお話があると思うんですが、もうちょっと近くも抜いていただきたいなど。それから特に、私は近くに四国の遍路道があるんですが、遍路道なんです、やっぱりあの周辺の橋にたくさん木が、見苦しいですね。少なくとも小さく、もうちょっと何か環境面からも考えていただきたいと思います。

それから今、農林水産省ですかね、水と環境と何かでこれから5年間補助があるんですが、そこで善入寺島もきちっと環境面も、その農業だけじゃなしに環境面も考えた活動がこれから5年間あると思うんですが、その後の、何かもうそこで縦割りというのか、それから農業の、何というんですかね、そのときだけの予算を出すようなやり方でなしに、その後もやっぱり続けてそういう補助があるというのか。それで、今回のこの場で言うならば、国土交通省が環境面を、その後も続けて環境面でも考えられるように補助があるように、環境面の補助というんですかね、も、よろしくお願ひ、実際は国土交通省がしたらいいんですが、環境団体というんですか、NPOとかそういうふうなところへ補助も出していただきたいと思います。

○ファシリテータ

わかりました。そうしたらDさん、先ほどのご質問と今はまた環境の方へ返ってききましたので、こちらの方はまた環境の方へ、下へ置いておいて後からさせていただきます。維持管理活動の補助ですか。わかりました。維持管理活動の補助ということですかね。わかりました。

では、まず事務局の方から2点ですね。河川内の樹木の伐採の促進の依頼、それから維持・管理、そういった面での補助としてNPOを含む団体の方へできないかということですね。

○河川管理者

河道内の樹木の管理ということで、維持管理全般にわたりまして、河道内の樹木だけではなくて、河道そのものの管理とかの中に樹木も一緒に含まれてくるとは思いますけれども、吉野川にも今ご意見、ご指摘にございましたように、あちこち、特に中流域で木が繁茂しているという実態がございます。この辺は、現状と課題のところでも載せていると思

います。

環境の面、それから治水の面、いろんな面で河道内樹木が悪さをしているということだと思います。先ほども少し説明させていただきましたけれども、すべて一気にというわけにはなかなかまいりませんので、緊急度の高いところから管理をやっていきたいと思いません。善入寺島の周りにつきましても今やっておりますけれども、先ほどのご説明の中でも、小さいうちに抜いておいたらお金もかからんだろうと言われておりました。まさにそのとおりだと思います。切った後はやはりモニタリング調査をしていきますということも先ほどご説明させていただいております、そういった意味ではやはり、切ったからずっとまた大きくなるまで放置しておくということではだめだと思いますので、管理としてはそういう方向で今後考えていきたいと思いません。

それと、補助の話は私の方からではなく別の者から回答させていただきます。

○ファシリテータ

はい。維持管理関係の活動の補助というふうなところのご質問ですね。

○河川管理者

河川計画課長をしております館と申します。質問としては維持管理をやるにあたってNPOとかそういった関係の方々に国の方で補助をするなりして協力できないかということですかね。今でも、例えば堤防とかそういったところのごみを拾ったりとかですね。そういったところは今でもアドプトとかそういった形で住民の方にもいろいろ参加していただいているところですが、その辺は基本的には無償でボランティアでやっていただいているというのが今のやり方でございます。

今の段階ではこういう補助金方式でできるとかということは、今までもそういったやり方はしておりませんので、具体的にお答えできることはないと思いません。ただ、今後ともいろいろお金がなくなっていく中で、やっぱり地元の方とかも含めて適切な管理をしていかななくてはいけないということで、基本的にはそういった形で皆さん地元の方々とどうやって一緒になってやっていけるかということをはきちんと考えていかななくてはいけないと思っております。その辺は今後とも河川管理者としても一生懸命どうやったら皆さんが活動していただけるかということを考えていきたいと思っております。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。はい。

あとお二方ですね、先ほどご質問が既に維持管理分があります。阿波氏のJさんからレ

キ河原の再生という観点、これも実は河道内樹木の話がありますが、ご質問、ご意見については、3年ほど前から西条の上の方で実験をされていたと、こういったものを第十から岩津についても外来種が多いのでこういった整備をもっと進めていただきたい、レキの再生という観点からもというふうな、早急にというふうなことでございましたが、よろしいでしょうか。ちょっと重なるかもしれませんが、これについてお願いします。

○河川管理者

これにつきましては整備計画の中でも当初から書かせていただいております。どこからどうやっていくかというのは具体的に決めてやっていきたいと思っております。再生方法につきましてもご承知かと思っておりますけれども、学識者の検討委員会の中でこういう方法がいいだろうといったことで最終的にご審議いただきまして、こういう方法をとっております。この計画にのっとって今後進めていきたいというふうに思っております。

○ファシリテータ

ご質問のJさんよろしいでしょうか。はい、わかりました。

もう一方、維持管理関係でございます。国府町からお見えのIさん、大変失礼いたしました。維持管理関係ということで、樋門の管理、上げるのが少し遅いのではないかと、できれば半日早くしていただきたいと、それから樋門の管理については台風にやっぱり上げるのが遅れていて、できるだけ早くしてほしいことと、ポンプアップ、こういったポンプアップの工事についてがございました。管轄が複雑だと。それから、これについては県と国とのポンプに分かれているので操作も複雑になっていると。こういった維持管理関係です。1つは樋門の件、2番目が樋門の件とポンプアップの工事、それとポンプの管理が国と県に分かれていて複雑であろうと。まず、このご質問がありますのでお願いをしたいと思っております。

○河川管理者

山地でございます。2点ほどございましたけれども、まず1つ、堰をなかなか上げないというお話でございます。結論から先に申し上げますと、申しわけありません、これは農業用の堰ですね、水を使うための、そのためにつくられている堰でございます、今、県の方で管理をしていただいております。ですから、その堰の操作につきましては、こういうご意見があったと、ご質問があったということでお伝えをしておきたいと思っております。

それと、樋門の操作でございますけれども、その前に樋門の工事は平成元年、先に樋門ができて、その後今ポンプ工事をやっているという話でございますが、これは江川の放

水路をやったときに樋門ができております。当初から樋門計画、それと今のポンプの計画はございました。ただ、一気にやるということではできませんでしたので、まず放水路ですから堤防のところに樋門が要るということで樋門をやらせていただいております、今はポンプを段階的に整備していると。当時から用地は確保しておりましたので、そういう計画はあったということでございます。

操作が複雑になるというご心配でございますが、県が管理されている農業用の堰の方はちょっと別といたしまして、またそちらの方でご回答といいますかご説明をいただくとして、通常、樋門の操作につきましては川の中の水位と堤内側、いわゆる皆さんが住んでいる側の水位を見て、川の側の水が低ければ樋門をあける、川の水が高ければ樋門をしめるという、これは非常に複雑なようで単純な、ある意味では考え方としては単純な考え方でございます。要は入ってこないようにするということでございますので。

そこら辺が現実的にはうまくいくかどうかというのはあるかと思えますけれども、今、我々が樋門管理につきましてはその辺に十分注意してやっているつもりでございます、先ほど少し遅れたのではないかというのは、堰の方でしょうか。ゴム堰の方ですね。ですからそちらの方はちょっと、農業用の堰のことでございますので、私の方からご回答は控えさせていただきたいと思いますが、樋門につきましてはそういうことでございますのでご理解をお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

いかがでしょうか。はい、わかりました。

そうしたら、今の3名の方の分をやりましたが、ほか、この維持管理につきましていかがでございましょうか。ございませんか。では、維持管理を一応ここで打ち切らせていただいて。続いて、その他がございます。その他はここに出ていること以外ということでございますので、一応これも30分時間をとりますが、今ちょうど4時45分ですので、その他については4時45分から5時15分までの間までまず時間を確保したいと思います。

では、お願いいたします。どうぞ。

○参加者（Aさん）

吉野川のAでございます。その他でございますから重ねてお尋ねいたします。先般、上流のある方とお話ししておったら、吉野川の水が非常に少ないというふうなご意見がありました。私もそう思っております。早明浦ダム、そして池田ダムができて香川分水をして、それ以後は、この吉野川流域については洪水という文字はもうないんだというふうな説明

の中で、いわゆる四国総合開発の名のもとに早明浦ダムと池田ダムができて、そして香川分水がなされました。香川の人は大変喜んでおると思いますがけれども、吉野川流域の私どもにとっては、池田ダムでの放流量が、当時の技術者の皆さん方でお考えになられた量よりもともと少ないのではないかと。私もその方のご意見に同感だと、もう少し池田ダムでの放流量が多ければええのになというふうに思っております。ちなみに現在毎秒何 $m^3/s$ 流されておりますか。それをお尋ねして、そして、それから、できたら何 $m^3/s$ でも増やしていただけるようにひとつお考えいただきたいと思えます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。ご質問は、池田ダムでの放流量がどのぐらいかと、できれば少しふえないかということですね。おわかりになりましたら。

○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。ただいまのご質問の放流量でございますが、現在、池田ダムから下流への放流量は約 $25m^3/s$ ということでございます。池田ダムから下流への河道の放流ですね。それとその放流量を増量という話がございましたけれども、一応そのそれぞれ取水量というのが期別で決まっております、池田ダムからは吉野川の北岸の北岸用水、それと香川用水、ちょっと一部池田町の上水がございますけれども、その3つ、それと池田ダムから下流への放流量というのがありまして、これは期別で取水量が決まっております、これは当然水利権の範囲内で決まっておりますので、今現時点でこれを変えるというようなことはできないということをご理解をいただきたいと思えます。

○ファシリテータ

はい、Aさんお願いします。

○参加者（Aさん）

Aでございます。ご答弁をいただきましたが、そういうことは、お決まりのことは何かで表示されておるのでわかりきったことだと思えます。私は、少ないから多くできないかということと、それからその当時に徳島県あるいは香川県、高知県、みんな交渉したと思うんですけども、その時分に、簡単に言えば交渉負けして徳島が水量が少なかったと、そういうことだと思うんです。だから、その後起こっておる吉野川の水量そのものが少ないからいろんなことが派生してきておるといふふうに思えます。水が余るときには吉野川に流す、足らなときには他県へ流す。私ども本当に分の悪いことになったなと思うとる

んです。それがまあ実感でございますけれども、そういうふうな流域住民の方が、そういう気持ちの方がたくさんおられるということだけご認識いただきたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。コメントは何か。

○河川管理者

山地でございます。少しだけ補足させていただきたいと思います。素案の方で35ページにグラフを載せておりまして、これは今早明浦ダムからの流況の安定化ということで、早明浦ダムからの補給がある場合とない場合の1年間を見たときにどうなるのかというのをグラフで、下の方のグラフでございます。これは、赤の方は早明浦ダムからの補給実績量ですね。

○ファシリテータ

皆さん、白黒の資料ですので。上か下かということで。

○河川管理者

失礼いたしました。上の線が実績流量でございます、下の線が早明浦ダムからの補給がない場合の流況、今出ましたけれども、でございます。こういったことでございますので、いわゆる豊水と書いておりますけれども、95日というところですね。これより、豊水より大きいというともう80m<sup>3</sup>/s以上の水でございますので、これは雨が降った時の水と考えていただいたらいいのですけれども。それよりも少ない水の時、例えば平水ですね、平水というのは1年間で185日発生するような水ということですが、というところとか、低水と書いているところとか、渇水と書いているところとか、見ていただきますとこういったことございまして、早明浦ダムができることによって実際に水が少ないときにはダムから補給、ためた水を余分に流してあげて流量を確保しているという実態もございますので、こういったこともあわせてご理解をお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。おところとお名前をいただきたいと思います。

○参加者（Kさん）

昭和29年だったですか。

○ファシリテータ

済みません、お名前とおところを。

○参加者（Kさん）

私、吉野川市のKです。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

○参加者（Kさん）

昭和29年から漏水対策を吉野川で一生懸命やってるのは認めるんですが、その結果どうしたかといいますと、地下水位の低下で我々の生活が非常に、困難とは言わんですけど、ポンプの付け替えとかそういうことがどんどん行われて、特に吉野川の鴨島地区はなっているように思うんですけど、そういう吉野川の水位の、水位というんですか地下水の復元をするのかどうか、これから将来、そういう計画が全然利水の時にも出てこないし、環境にも出てこないし、維持管理も出てこないものですからちょっとお聞きしたんです。

それとともに、私自身の考え方からいきますと、吉野川の今、私川島町ですけど、その中で大体2mぐらい水位が下がっておるのではないかなという、1m50から2mぐらい下がっておるから、その水位を上げるという河床整備というのかをする必要が要るのではないかと、そうすると水が足らんとか足るとかいう話がすべて解決するように思うんですけど、ご意見はどうかと思ってお聞きしたんですが。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。Kさんの方からいただきました。今、ご質問がございました。特に地下水位の件ですね。漏水等々もあって地下水位が下がっているのではないだろうかと、こういったことが今この素案の中に入っていない、2mぐらい下がっているように思うが、どうお考えですかというふうなことでしょう。

○河川管理者

山地でございます。すべての的確に答えられるかどうかわかりませんが、漏水対策を実施し、今も、ご指摘のように実施しておりますけれども、先ほどこれもご説明させていただきましたように、そういう地下水利用ですね。堤内地側で地下水利用があるところにつきましては十分に事前に調査して工法等も選んで、そして調査、井戸とかボーリングを掘ってその水位を観測しながら工事をやっているところでございます。

今、現状はそういうような形でやらせていただいております。以前、漏水対策をやったところで地下水位というところが少し下がってきているのではないかとご指摘でございますが、後の質問にありましたように川の水位が下がっているというお話もございませ

た。私をご説明した中で考えられることは、やはり河床の低下という話を先ほどさせていただきました。昭和30年代、昭和40年代は河床の低下がどんどん進んだと、昭和50年代以降は比較的全川的に安定していると、そういったご説明をさせていただきました。

そういうことで昔、工事をやっていたわけでございますけれども、その工事自体が原因でそうなっているのか、河床がそういうふうに全体的に、少なくとも池田下流、池田側から下流まで全川的に下がっているというのが大きな原因ではなかろうかと思えます。漏水対策工事につきましては、現在はそういうことをちゃんと調査を行って対応しているつもりでございます。そういった点でご理解をいただきたいと思えます。

地下水の復元につきましては、これは非常に川の中、外も含めまして大きな問題でございますので、今ご回答を、これに対してどうするのかといったところのご回答はできませんけれども、少なくとも今そういう話は、お話にありましたようにどこも整備計画の中には出てきていないのも、書いてないのも事実でございます。そういうことで今、具体的に地下水についてどうしようということにつきましては、動きがないというかそういうことはまだ考えられてはおりません。

○ファシリテータ

Kさんいかがでしょうか。

○参加者（Kさん）

昭和29年から私らでも友だちも皆そういうことを実験したりいろいろやってきた中で、どうしたら地下水がするかということをお自身の私見からしますと、空水路というんですか、いつも利用しない水路を堤内と堤外をつなぐというような格好ですれば十分解決するような話にも見えるんですけど、その辺はどういうお考えをお持ちでしょうか。

○ファシリテータ

具体的なお提案ですね。堤内と堤外水路を結べばどうかいうふうなことですね。地下水を。

○参加者（Kさん）

地下水を、空水路ですから、利用しない水路と考えてください。

○ファシリテータ

もうちょっと、そうしたら、いいですか。そういうふうなお提案。

○河川管理者

済みません。利用しない水路というのは堤内側の利用しない水路ということ。

○参加者（Kさん）

水路として利用しない、地下水だけを通す水だということで考えてくださったらいいでしょうということです。

○ファシリテータ

堤防の川側と外側を。

○参加者（Kさん）

つなぐんです。

○ファシリテータ

結ぶような何か水路が。

○参加者（Kさん）

うん。それで洪水とかそういうときには閉めきったらどうですかと。どこかにつくったら。まあ川島のところにでもつくと下は全部それである程度は解決するように思うんですけどね。

○ファシリテータ

地下で続いている水路という意味ですかね。そういったご提案はどうですかというふうなことでしたか。

○参加者（Kさん）

いや、地下水の水源はそれ以外考えられないんですけど。

○河川管理者

地下涵養水路みたいな考え方だと思うんですけど、それは私が勝手に今名前をつけたんですけれども。それがどうかと言われても今ここではお答えできませんが。そういうご意見があったということで。

○参加者（Kさん）

水需要がどんどんよそで増えて、徳島だけがなくなるということはそういうことでもしないと、これは将来我々の生活を脅かされるように感じてしょうがないものですからね、ちょっと提案したんです。

○河川管理者

総合的な水需要計画みたいな話にも大きくはなっつきそうな感じもしますので、済みませんがここではご回答を控えさせていただきます。

○参加者（Kさん）

はい、わかりました。

○ファシリテータ

はい。ご意見をどうもありがとうございました。ほかはいかがでございましょうか。はい、どうぞ。先ほど言っていたいただきましたが、もう一度おところとお名前を賜りたいと思いますので。

○参加者（Hさん）

上板のHと申します。吉野川流域整備計画の柱となるのは、わかりやすく言ったら、無堤地区の築堤化と、それから第十堰の改築をいかに進めるかと、そういうことが2つだろうと思うんですわ。いろいろその他にもあろうかと思うんですけどね。それで、この整備計画の内容を見てもみると、築堤化にはかなり記述はあると、そして第十堰の改築計画には何ら触れてないと。補修をするのは書いてあるようですがね。それで、實際上毎回の流域の住民、下流域の住民は、やはり第十堰可動堰化を要望していたと思うんですよね。

何らこの基本方針というか一言も出ていないと、これはおかしいと思うんです。出発点が可動堰化であったと。その問題がいろいろ派生してこういうふうな、それはご立派な会議であると思います。我々流域住民にとったら誠にありがたい発展方向には進んでおると思うんですが、やはりどうしても大きな柱、2本の柱の1つが抜けておると、欠落しているということで誠に残念で仕方がないんです。

それで、このことについて正味、心底国交省の方、お偉方はどういうふう処理していきたいのか、今回はふれなくても将来の方向でまた追加して改修、可動堰化を進めるか。實際上この吉野川下流域には、そこにある柿原堰も固定堰だと、それからかなり下流へ下がった第十堰もまた固定堰で、いや絶対にこれは修復して歴史的遺物として残そうと。歴史的遺物を残すのなら、徳島市の上水道の第十堰の南側にある広域な地帯で、過去の遺物はその原形を形として博物館的に残せばいいと。穴吹橋だったですかね、脇町にかかっておった、あの橋のなにを記念に残すと、モニュメントとして残しておるのは、穴吹町の陸の上へ古いなにを取り壊したやつを形として残しておると。

そういうふうなことで、歴史的に残すということであれば、その南岸に敷地もあろうかと思うので、そこへ形として残して、工法は残して、最近も青石が出てきたと、これは貴重な過去の歴史であって保存せないかんというのであれば、南岸の上の方へほうり上げてそれを残してもらいたいと。あくまでも抜本的な可動堰改革でやっていただきたいと。これはいつもどの席でも言われておる要望だろうと思うんです。それで、その点について

正直な話を、まあ言いにくいだろうとは思いますが、今の段階では言いにくいだろうと思うんですが、何かの形でご返答いただきたいと思います。

○ファシリテータ

質問が2点ありましたが、最初は無堤地区、これはもうよろしいですかね。後半の第十堰についてということで、意見のまとめの中のその他の14番のテーマでございます。はい、どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長をしております館でございます。初めの方にも説明したんですけども、なかなかわかりにくかったかと思しますので補足で説明させていただきたいと思えます。まず、第十堰の部分がこの素案の中に全く入っていないのはおかしいではないかということをおっしゃったと思えますけれども、それにつきましては、平成16年4月ですけれども、今後どういった形で河川整備計画をつくっていくかという方針を示したときに、第十堰の部分とそれを除く部分を切り分けて別々に検討していきましょうということをおっしゃっています。

現在そういったやり方で、この場ではまず第十堰以外の部分について意見をいただいているということです。何でそういうやり方をしたかということなんですけれども、皆さんもう御存じだとは思いますが、かつて第十堰を全部撤去して可動堰にするというやり方を国土交通省の方で提案しておったわけですけれども、それに関してはいろんな面からいろんな意見が出てなかなかそういった形にはならなかったということでございます。先ほど申しましたように2つに分けてやるわけですけれども、こっちの方のそれを除く部分についてはこういった形で進めていくと。

では、第十堰の方はどうなっているかということなんですけれども、それに関しましては、第十堰もほうっておいていい話ではないとは思っております。ああいった形の斜めの固定堰があるということは、やはりどうするかというような結論は別にして、ちゃんと考えていかななくてはいけないというのは我々の認識であります。ただ、やはりこれまでの経緯でもいろんな議論があったということと、治水面もあるしそれ以外の景観とか地域にとっての意味合いとかそういったことも含めて総合的に判断していかななくてはいけない、非常に難しい問題だと思っております。

ですので、今回この場でそういった第十堰をどうするかということが議論されていない、非常に、そんなちんたらしていいのかというお考えもあるでしょうけれども、

我々としてはやはりそういった重要な問題ですので、一緒にやるのはなかなか難しいけれども、別の場でちゃんと議論していきたいなと思っております。ですので、現段階ではそれをどうするかという具体的な案にまではまだ至っていません。それは、そういった時期が来たらきちんと意見をいただきつつ実施していきたいと思っておりますので、現時点ではそういう形でこの進め方をご了承いただきたいと思っております。

○ファシリテータ

Hさん、いかがでしょうか。

○参加者（Hさん）

余り納得はできないですね、主要部分が欠落しているということで。

○ファシリテータ

いいですか。はい。そのコメントを今はいただくということですかね。はい。その他でほかはいかがでしょう。はい。お名前をいただきたいと思っております。

○参加者（Bさん）

今の問題にちょっと関連しまして、前のときにもこういう質問が出たかもしれないんですけども、今Hさんが納得できないというふうにおっしゃったんですけども。

○ファシリテータ

済みません。もう一度念のためにお名前を。

○参加者（Bさん）

済みません。吉野川市のBです。その大事な第十堰の、国交省の方がずっと危険と言われていた部分を別にして後回しにしても大丈夫なんでしょうか。

○ファシリテータ

何が大丈夫。

○参加者（Bさん）

すぐに改築しなければ危険というふうにおっしゃっていたと思うんです、その最初の計画のときに。それを、問題を分けるのは、分科会方式とも言えるかもしれないので分けるのはいいんですけど、先に危険で大事なところをするべきじゃなかったかなと私は思うんです。それをこちらの方式を先にして、Hさんもおっしゃっていたご心配の方も、危険であるならば先にすべき。危険であるかどうかは、私はまた別の意見があるんですけども、それはとにかく危険であると言われていたところを後回しにされて大丈夫なのかなということをごきちんと説明をしていただきたいなと思っております。

○ファシリテータ

はい、お願いします。

○河川管理者

第十堰につきましては、問題もあるので可動堰化ということでやってきたと。現在、この整備計画をつくる中でそっちの方がまだ、こっちのそれ以外の除く部分に比べて進んでないということで、大丈夫かということで、まさにそのとおり大丈夫かという部分もあるとは思いますが。やはりああいって固定的な堰が川の中にあるわけですから、しかも斜めの形をしているわけですから、あの周りというのは当然ながら洪水のときには複雑な流れが生じるということで、問題がないとは言い切れない話だと思います。それは皆さんわかると思いますけれども。

ですので、我々としても、先ほど申しましたけれども、このままほうっておいていいという問題ではないとは思っております。それは、重々そういった考えではありますけれども、ただ現実問題として判断したところで、吉野川に関しましては第十堰以外の部分でも無堤地区があったりとか環境の面があったりとか、そういったこともあわせてやっていかなくてはならないという問題も現実としてはあるという中で、本来は当然ながら一緒にやるというのが河川の整備の計画だとは思いますが、そういった現実的なところも踏まえた上で河川管理者としても、本来水系一貫という建前からはやや無理な部分もある中を承知の上で切り分けて進めたということですから、これについては、我々としても大丈夫だからほうっておいているというつもりはないけれども、現実的な判断としては進め方についてはご理解いただきたいなというような考えでございます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○参加者（Bさん）

もう時間の関係もあるのでこれ以上は余り深くは言いたくはないんですけども、問題はあるけど現実的にはということは、現実的にはほうっておいても大丈夫というような見解。大丈夫ではないけれども、とりあえず先に流域全体の方が第十堰の危険度よりも、国交省として第十堰以外の部分が現実的には先に重要だという見解を今言われたと思うんですけど、それで確認をもう一度。そういうお答えだったと思いますけど。

○ファシリテータ

はい。

○河川管理者

済みません。先ほども申しましたとおり、大丈夫かどうかということはやはりちゃんとしなくてはいけないと思っております。先ほど申し上げませんでしたけれども、やはり第十堰、非常に複雑なものですから、それはちゃんと精査した上で考えていかなくてはいけないと思っております。そういった意味で現在調査の方をやっております。

これは去年の夏に記者発表したかと思えますけれども、例えば例を挙げると、洪水のときにああいった斜めの形で複雑な流れが生じるので、どんな形で川が掘れるかという話ですね。右岸のところそういった計測器をつけて計ったりとか、あるいは左岸の方、左側ですけれども、北岸の方ですね、堰がああいった形で固定的にあるので、こういった形で左の方の堤防の方に入っているかということも構造をちゃんと把握しなくてはいけないということで、そういった調査はしているということです。ですので、そういった必要があるから調査の方も進めていくという考えで進めております。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。今のでいかがでしょうか。あともうちょっとで15分になりますので。

○参加者（Bさん）

いろいろ問題があるから調査も進められているということで、現実問題としてすぐにそこからかからなくてもいいというのは今わかったんですけども、それでは、大変重要であるというお考えもあるんですしたら、第十堰の方がこういうふうに話し合われる、どういう形になるかはわからないんですけども、流域委員会になるかもしれないんですけど、そちらの方の、重要であるならばスケジュールの方さえもないというのはちょっとおかしいのではないかと前にもそういう意見があったと思うんですけども、具体的にいつから第十堰の検討が始まるのでしょうか。

○ファシリテータ

第十堰のスケジュールはいつから始まりますかというふうなことです。

○河川管理者

河川計画課長です。具体的にいつからという意味では、そういった意味ではもう始めているというふうな答えになるのかもしれないですね。調査の方は。

○参加者（Bさん）

調査じゃなくて。

○河川管理者

平成16年とかもやっていますけれども、流れを計ったりとか先ほど言ったような調査を進めたりとかしておりますので、今既にもう進めているということだと思います。ただ、先ほども言ったように非常に流れとしても難しいし、どういうふうにするかという判断においてはいろんな面があると思います。歴史景観みたいな話とかですね、そういった地域にとっての役割とかそういったものを総合的に議論して考えていかななくてはいけないので、そういった意味ではすぐさまいつまでにやるといった形で言えないものなのかなと思っております。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

○参加者（Bさん）

いつからというのを言っていただきたい。

○ファシリテータ

いつからというのを言ってということですか。

○参加者（Bさん）

調査でなくて検討の場をいつからというのを。

○ファシリテータ

調査のいつからではなくて、検討のいつからということでしょうか。

○参加者（Bさん）

いつまではわかりません。

○ファシリテータ

質問の意味は、調査ではなくてこういった検討の場ですか。

○参加者（Bさん）

こういったものかどうかはわかりませんが、とにかくスケジュールを示して。重要であるならば。

○ファシリテータ

そういったような調査ではなくて、そのあり方を進めるにはこういった場のスケジュールは決まっていますかというふうなことです。

○河川管理者

河川計画課長です。まだ具体的にいついつから進めるかということまでは決まっております。

ません。要するに今やっているような調査もしっかりと進めておかなければ、なかなか早急に進めるのもどちらかというところとよろしくないかなというふうには思っております。

○ファシリテータ

はい。決まっていないというふうなことでございます。今ちょうど30分になりました。今日のルールとしてお1人だけこの30分の枠組みで発言をしていただきますので、あと1人だけいただいて、残りの方は残りの時間をとっていますのでお願いいたします。

はい、どうぞ。はい。では、お1人。

○参加者（Eさん）

藍住町のEです。今の話題に関連するんですけども、整備計画の策定と同時にどうか、整備計画が策定するときにはもう第十堰の検討も終了していると思うんですけども、それではその整備計画の今後のスケジュールは3回をめぐりということなんですけれども、そのときにはもう第十堰の検討も既に終わっているということになるんですか。

○ファシリテータ

今は特にこの資料4でしょうか。整備計画が策定するときには第十堰の抜本的な対策のあり方の検討が終わっていますかというふうな、こういったご質問です。

○参加者（Eさん）

この図を見るとそういう感じです。

○ファシリテータ

図を見るとということで。はい、お願いいたします。

○河川管理者

1点誤解されているところがあるかと思えますけれども、この図、少しわかりやすくということで詰めて書いている部分があるんですけども、3回でびたっと終わるというふうに決めているわけではございません。当然ながら1回目素案を提示して皆さんの意見をいただきましたし、この場でもたくさん意見をいただいているということですので、練り直しが出てくると思えますので、まず1点、ここでそういった3回の絵がちょうど描いてありますけれども、3回でびたりと終わりということではございませんので、その点ご理解いただきたいなと思えます。

○ファシリテータ

今のご質問は、今回の意見を聴く会の流れではなくて、この図にあります青色で書いている「抜本的な第十堰の対策のあり方」が終わってから整備計画ができますかというご

質問のご趣旨だったと思いますので、その趣旨に応じてご回答かご意見をいただきたいと思っております。住民の意見を聴く会の進め方ではなくて、別途開かれる予定の抜本的な第十堰の対策のあり方がこういうふうな図で表示されているのでというふうなご質問でしたので。

○河川管理者

整備計画というのは、河川という意味では水系一貫という言い方があると思っておりますけれども、やはり我々としても切り分けてやるということは言いましたけれども、第十堰について全くほうっておくという結果にはならないと思っておりますので、そこはやはり両方あわせて一つの計画という形に最終的にはなるかなとは思っております。

○ファシリテータ

Eさん、今そういうふうなことですが。はい、どうぞ。

○参加者（Eさん）

非常に重要な問題である第十堰が、図を出して申しわけないんですけども、この3回目、例えば3回、4回、5回と続くとなっても、突然こう出されて突然審議が終わるというような形になることを危惧していますので、その審議のやり方に関しての住民参加のあり方というのを検討して、十分に周知した上で、時間もとった上でやっていただきたいなということを要望しておきたいなと思っております。

○ファシリテータ

はい、わかりました。ありがとうございます。それでは、その他の時間を一応これで終わりたいと思っておりますが、先ほど治水関係では3名いらっしゃいました。まず、その他についても、あとお手を挙げたい方の確認をしていきたいと思っておりますので、今のその他についてご質問がある方、お手を挙げていただけましたら。よろしいでしょうか。はい。

それでは、治水の方が実はあと3名残っておりまして、Gさんのご質問の途中でいろいろお調べになったので、途中で切れておりました。治水についてはGさんが質問されて、今、事務局側の返事待ちという状態が1点。それから、吉野川市のFさんの方から、大変お待たせしました。それから、同じ吉野川市の方のBさんの方からご質問がありましたので、Gさんの方をいって、そしてFさんへいって、そしてBさんの方へいきたいと思っております。

Gさんの方のご質問については、北岸の整備、このまま読み上げてみますと、阿波市のGさんですね。川筋が全く変わっている、南岸には大クス、北岸には洪水防止の木が植

わっている、川筋が北岸に変わって根っこを洗い出している、北岸の堤防が危ない状態になっている、今度の台風が来たらどうなるか心配している、中央に川の流れを寄せられないか、こういったところがございます。Gさん、ご質問の内容は今のようなことで。はい。そうしたらお願いいたします。

○河川管理者

徳島河川国道事務所で工務課長をしております高橋と申します。よろしくお願ひいたします。素案の修正したものの附図の11ページを見ていただけますでしょうか。この箇所が今ご発言いただきました。

○ファシリテータ

ちょっとお待ちいただけますか、皆さんあけていただきますので。

○河川管理者

はい。

○ファシリテータ

附図の11ページですね。ちょっとお開けいただいてから。素案の附図の11ページ、後ろの方になります。開けられましたでしょうか。素案の附図の11。はい、お願ひいたします。

○河川管理者

この図面を見ていただきまして、上側の堤防が北岸、下側が南岸になっております。それで、左の方に岩津橋と書いておりますので、ここが岩津地点になっております。今ご発言いただきましたところにつきましては、左岸側の岩津橋直下流のところから下流の方に支川が、少し下流のところ、38kmあたりに支川が入っておりますけれども、その間ということに理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。

ここの堤防につきましては、ここに記載しておりますように漏水対策ということで堤防から洪水時に水が漏れないようにという工事を検討しております。今お話があったところまでかどうかというのはまだ確認ができておりませんが、今日のお話で再度必要な検討を進めたいと思っております。低水部のこととございますが、この箇所については通常は、平水は静かに流れておるんですけども、洪水時になりますと岩津から噴き出るような形でものすごい流速で流れるようなところとございます。ですので、なかなか洪水自身を操作するというのは非常に難しいと考えております。今、低水護岸のご心配もいただきましたので、私どもの方も護岸のところが壊れないように必要な調査をして必要な対策を今後進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。Gさんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。わかりました。

では、次ですが、吉野川市のFさん、大変お待たせしました。よろしくをお願いします。

○参加者（Fさん）

吉野川市のFです。河川法が改正をされて吉野川水系の流域整備ということで非常に期待を申し上げておりました。というのは、私は、吉野川市山川町の、この地図で言いますと、素案の71ページに内水の地区が出ております。吉野川市の一番西の端、岩屋谷地区に住んでおります。素案の8ページには、最近の洪水の項目が出ておりますが、ご承知のように平成16年には16号、21号、23号ということで小さな河川もいっぱいあふれましたが、特にこの岩屋谷地区の状況というのは、北は吉野川の堤防に遮られて、東は川田川の堤防、そこへ高越山の北斜面の水が風呂ノ谷から岩屋谷川あるいは大藤谷川からこの川田川へ排出をします。

そこでの排水機場は県管理ということでたかだか $5\text{m}^3/\text{s}$ です。計画高水量は、県の河川とあれのによりますと、 $85\text{m}^3/\text{s}$ と。いかにも能力が小さくて、しかも吉野川の高水位によっては、その排水機場を越えて国道192号線まで吉野川の水位は上がっていくと、こういう中での排水機場でありますから、これは将来どうなるんだろうかなど。例えば、平成16年に、この記録では3回出ておりますが、私どもの地区では6度にわたってこの大藤谷川があふれました。町道も埋まり、寸断され何十カ所でもやられると。これが毎年のように繰り返されておるわけです。

特にこの、まずお聞きしたいのは、岩屋谷地区に岩屋谷川があります。これはまあいいとして、船戸谷川というのが、これは前ページにもありますが、実は船戸谷川はタナボサンの下からちょっとの間だけで、あとは大藤谷川じゃありませんか。ちょっと記録見てくださいね。私が川の近くでおるものですから、この流れておる川は大藤谷川と。前ページも同じようにそういうふうに思います。

ここで、この内水被害をどうやったら解決するかというと、これは考え方の中でも出ておりますが、例えば桑村川の高水計画は $67\text{m}^3/\text{s}$ ですか、ここへ $12\text{m}^3/\text{s}$ のポンプがあるやつを今度は $18\text{m}^3/\text{s}$ に改修をすると、こういうことでやっていただくのはいいんだけど、この山川の川田地区については、これは県管理でしたよね。北島の排水機場というのは、岩屋谷川の排水機場というのは。これが流域整備計画ではどういうふうに扱われる

んだらうかなと。

もう1つ、それと関連して吉野川の水位が上がると排水機場を越えて国道192号線まで吉野川の水位が上がっていくような状況の中で、これは国交省の本来管理すべき排水機場ではないのでしょうか。川田川の合流点から何ぼ、600mですか500mですか、以内は国交省だけど、それ以上になると県管理なんですかね。ここらの考え方を変えていただかないと、ここに内水地区とやられておるのが、これが戦後ずっと地元の人が待つて待つてしてもいつまでも内水被害が終わらないと。ほかの、貞光川を見ても穴吹川を見ても曾江谷川を見ても、この吉野川の直近で県の管理する河川へ排水機場を持っていつているというのはないですよ。この実態から言ったらこれは県管理じゃなくて国交省が管理をするという考え方も全然だめなんですかね。まずそれをお聞きしたいです。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。大きく3点ですね。1点はこの素案の71ページの今のご質問・ご意見ですが、川の名前が違くと。これは後から事務局の方でご確認をいただきたいと思います。あと2点、これについては71ページの岩屋谷地区の中ですけれども、まず排水機場自体そのものが小さいのではないかと、これが1点。もう1点は、今、県管理ですけれども国管理であってしかるべきではないかと、こういったご質問でございます。

しばらくお待ちください。

○河川管理者

山地でございます。今確認しましたら、このポンプ自体はどうも今、船戸谷川についておるようございまして、そのところから支川の川田川に出す排水機場ということでございまして、支川の方に出しておりますので県の方の管理ということになっているようございまして。

○ファシリテータ

多分今のはまだお答えになっていないので。ご質問が、1つ目が県管理の排水機場のポンプ容量が小さいのではないかとご質問です。それから2点目は、県管理を国管理であってしかるべきではないかというようなご質問ですので。

○河川管理者

県の流域整備企画の納田でございます。今確かにお話がございましたように岩屋谷川は県の排水機場が設置されております。その能力につきましては、確かに県管理ということで今現在の能力以上のものは今のところございませんが、県としましても、確かに県管理

河川におきましてポンプの能力が不足しているところ、それから慢性的に出水しているにもかかわらず排水機場が少ないところにつきましては、移動可能な排水ポンプ車を私どもの方で購入いたしております。今回は、ここには今は常設的なものは1つしかございませんが、今後は国土交通省さんの協力もいただきながら、ポンプ車を適宜配置するなりしてその対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Fさん）

川島側が計画高水量が $60\text{m}^3/\text{s}$ でしょう。そしてポンプの能力が $20\text{m}^3/\text{s}$ でしょう。桑村川が $67\text{m}^3/\text{s}$ で今回 $18\text{m}^3/\text{s}$ でしょう。岩屋谷川は、岩屋谷川と大藤谷川と全部ひっくめて岩屋谷川に合流をして川田川に強制排除すると。これで $85\text{m}^3/\text{s}$ でしょう。そこで $5\text{m}^3/\text{s}$ でしょう。しかも、この川田地区というのは、地名で言うたら北島があつたり瀬津があつたり、山際の方を大昔堤防で締め切るまで流れておった地名があるわけですよ。だからそのレベルも非常に緩やかで、しかも低地にあると、こういうところで、しかも計画高水量が $85\text{m}^3/\text{s}$ で $2.5\text{m}^3/\text{s}$ の2つのポンプで $5\text{m}^3/\text{s}$ と。何ぼ県が言ったって改善されない。これはこの流域整備計画の中ではポンプ車を配備してやると。

しかし、私が言ったように平成16年だけでも6回なんですよ、あふれとるのは。私の田んぼの作物も、あふれて道路も通れないし枯れてしまうんですよ。しかも、同じような水系の整備でこんなに違いがあるじゃないですか。ポンプ1台を今度増やして山川に持っていくって。ほたる川だってそうでしょう。私はこの吉野川水系の総合的な整備計画に非常に期待しておったけれども、やっぱりここは県でつせと、県が対策立てよりますがなと、ポンプ車も買うてと、1台ではあかんかもわからんからもう一丁と。しかし、吉野川の水が逆流する、川田川へ上ってくる、こういう地点にあるから川田川に幾ら排出しておったって、これは本来は国交省が管理すべきところではないですとか言うのや。

合流点の堤防の間際にあるんだから。吉野川の洪水のときの水の流れ見てごらんよ。それから何ぼ入っとるか。100mもないよ。それでも事実としては600m以上あるから県管理、そんなのちょっと現場見てくださいよ。本当に。本来これは国交省が管理すべきところなんですよ。県はそういうふうに思いませんか。たまたま県の人がいらっしゃるとは知らなかったからあれだけども、県はそう思いませんか。

○ファシリテータ

Fさん、そうしたら一応ご質問の趣旨は、容量が小さいのではないかとというのが1点、もう1つが、国の管理としてしかるべきではないかと、この2点ですね。1つは容量の話。

○参加者（Fさん）

水系整備ではどうなるんや。

○ファシリテータ

もう1つが国が管理してしかるべきではないかというふうなことです。

進行役としては急にご質問というふうなことで、調節すべき案件であれば今後のお答えの予定だけでも。ここですぐ回答できないというふうに判断されるとすると、そういう格好で。

○参加者（Fさん）

最終計画なんか見たら吉野川の堤防と直近で排水機場、岩屋谷川が来ておるというのはもうおわかりですからね。ここが国交省の管理じゃない、県管理だというのは、それはおかしいですよ。ここは、この吉野川水系の整備計画の中で見直してくださいよ。住民が本当に安心して、これは何年かかるかわかんけども、自分らの代では何とかなるのかなという希望の光ぐらいはちょっと出してくださいよ。

○河川管理者

山地でございます。おっしゃるご意見の中身はよくわかりましたので。冒頭の私のご説明でもありましたように、今日すぐ調整も、調整といいますかやはり相談、確認したいこともございますので、今日の回答につきましてはこの場ではできませんけれども、再度整理いたしまして次回のご回答したいというふうに思いますので、申しわけございませんがよろしく願いいたします。

○ファシリテータ

はい。Fさん、いかがですか。次回、回答させてくださいということです。

お待たせしました。そうしたら、Bさんお願いします。

○参加者（Bさん）

済みません。何度も発言させていただいてありがとうございます。まず治水ということで、先ほど一番最初に質問させていただいた森林の治水効果についてをちょっと補足で。先ほど誤解の発言があったようなので、多分事務局の皆さんは誤解されてないと思うんですけども、森林整備につきましては、森林整備することだけをもって治水オーケーという意味ではなくて、総合治水の中で築堤でありますとかそのほかの治水の河川の中の施設、

ダムでありますとか、そういう総合的な治水の1つとしての森林の整備という意味ですの  
で、誤解のないようにお願いします。

○ファシリテータ

はい。

○参加者（Bさん）

それから、森林整備という意味が木を植えるということも、それは砂漠地帯であります  
とか日本国以外ではそういう木を植えるということが森林整備というふうイメージする  
と思うんですけども、今の国内においては、整備面積はもう国土の7割ぐらいが森林とい  
うことで、これ以上増やせないというのは十分わかっていますので、間伐などの対策をし  
て、間伐すれば保水力といいますか浸透能が増えるという実験なんかにも私も参加していま  
して目の当たりにしていますので、そういう意味の森林整備ということと総合治水の中の  
森林整備という意味ですのでそういうふうにご理解していただきたいと思います。

それで質問なんですけれども、Fさんの質問にも関連して、内水対策がこの吉野川の  
計画の中で非常に重要だと思っています。というのは、この30年間のこの計画の基準が平  
成16年の23号台風の被害を想定してということで行われておりまして、この台風の被害は、  
被害総額のかなりを内水の被害が占めていると思うので、内水対策に流域住民はすごく期  
待をしていると思います、今のFさんのご意見と同様に。

その中で、内水対策について素案の中で触れられている部分が1回目のときに、もう既  
に計画が計画段階から決まっている2カ所のポンプ場の整備ということ以外30年間ほかの  
ところは何も修正後計画がないというのは、内水被害の大きさに比べて本当に何というか  
がっかりというか心もとない計画ではないかと思しますので、要望なんですけれども、何  
とか、前のときの質問では予算がありますのでポンプは何億もして高いということだっ  
たんですけども、30年以内に1個もどこも計画にないというのは本当に悲しいので、優先  
順位をつけるであるとか、被害の程度に応じて、何とか検討して次の素案には何かもっと  
前進したものを出してほしいということを要望します。

○ファシリテータ

はい。質問ということで今言われましたので、内水対策をもう少し書き込んでほしいと  
いうふうな内容でしたがいかがでしょうか。

○参加者（Bさん）

具体的に。

○ファシリテータ

具体的に書き込んでほしいと。

○河川管理者

山地でございます。ご要望、もう少し具体的にということでございます。内水被害が重要であるというのは先ほどのご意見もございまして私ども認識しております。今の整備計画の中で国の管理する区間についていろいろな整備をしていこうと。治水の冒頭でもご説明いたしましたように、堤防をつくる、内水対策もある、漏水対策もある、そのほかのソフト対策もあると。どれをとっても特に重要な部分ばかりを30年間の中に詰め込んで今書いているつもりでございます。

内水対策を行っている、行わなければいけない箇所というのは、堤防がまずあるということでございます。堤防をつくるという意味から今、岩津より上流の方をつくっていておりますけれども、まだ堤防のない、堤防さえないところもあるということも非常に重要だと思っております。従いまして、やはりバランスをとりながらやっていかなければいけないと思っております。内水につきましては、今現実にやっております2つのことでございますけれども、それ以外書かれてないということもございますが、ただ、今ご意見をいただいた中で被害の状況とか今後の状況を見ながら位置づけていくという話は、これは私が先ほどの説明の中でもご説明させていただきました。

だから、その点につきましてはお考えは一緒だと思います。あとは整備計画の中に具体的に書かれてないというところを言われていると思っておりますけれども、今のところこういう内水対策地区が非常に多い。それともう1点は、やはり内水対策といたしましても内水の被害の発生は平成16年の例を言われましたけれども、これは戦後最大級の被害でございます。ですから、ここだけではなくていろんなところで、堤防のないところは外水が入ってくる、川の水が入ってきて浸っているし、それから片やこういう下流の方では、まさにおっしゃるとおり堤防はあるけれども内水で浸っていると、両方がございました。

ただ、内水対策の考え方としましては、雨の降り方とか、当然それによって川の水の出方、それから場所によっても上流の方がたくさん雨が降ったとか下流の方がたくさん雨が降ったとか雨の降り方もいろいろパターンがございます。ですから、どこからやっていかなければいけないという位置づけは、結果的に非常に計画的には示しにくいというのが実状でございます。そういった面で私が先ほどご説明しましたように、そういう被害が起こるところに注視して被害の状況とか規模とか資産状況とかいろんなことを考えながら今

後位置づけていきたいというふうにご説明をしたところでございます。

○ファシリテータ

ありがとうございました。いかがでしょうか。

○参加者（Bさん）

ご説明の内容はよくわかるんですけども、堤防さえないところは内水もないということなんですけれども、その被害の大きさから考えるとやはりすごく大きな部分を占めるということには、内水が大きな部分を占めるということは間違いのないと思いますし、今私の住んでいるこの吉野川市でも堤防はほとんど整備されておりますので内水の被害がすごく大きかったのも住民の皆さんはそのことをすごく要望が多いと思いますので、それは重々ご承知かと思うんですけども。本当にポンプの順番、30年にできるかできないかは、予算の関係もあると思いますので、その被害額に応じた順位づけなんかをできるだけ、最後に何回かこの会が行われて計画が完成する際にはもう少し踏み込んでいただきたいということ再度要望して、もうご答弁は結構ですので、お願いします。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。今ご予約いただきました3名の方でございましたが、そのほか、一応この時間、最大延長で6時までということですが、いかがでしょうか。

はい。

○参加者（Jさん）

阿波市のJでございます。私、この吉野川の総合整備計画、上流から下流までずっと参加させていただいておりますし、私自身が内水被害の指谷、鶯谷の地域で住んでおりますので、十分内水被害を訴えていきたいと思っておりましたけれども、上流の方へ行けば行くほど無堤地区の悲惨さとかダム直下の大きな被害とかそういうのがわかって、随分私自身が内水被害を言うのもちょっとトーンダウンするような状況で、その地域地域によってそれぞれ吉野川にかかわっておる方々の被害の大きさ、また地域の特徴がよく出ておると思います。

そして、先ほどもBさんが、それと上板のHさんがおっしゃったように、第十堰云々というような話をしておりましたけれども、このあたりではそういうことを言うけれども、上流云々とかそういうところだったら、とにかく整備計画で堤防をつくってくれというところが一番切実な話で、私自身も本当はポンプをつくってほしいんですけども、なかなか大きな声でポンプをつくってくれというふうな声も出しにくいような。よそへ行

けば行くほど出しにくいような状況で、総合整備計画というのは上流から下流まですべての人が十分満足するような答えは出んとは思っただけでも、皆さんのお声を今たくさん聞いて、これを十分この整備計画に反映していただきまして、いい計画になったらいいなと思っております。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。もうお一方、はい。

○参加者（Iさん）

国府のIです。先ほどこの近くの方が皆、山の森林とかそういうふうな整備とか言いますけどね、私は前、飯尾川の下流で住んでいまして、例えば石井町のフジグランとかああいうふうな大きなスーパーとかいろいろできていますね。あれももとは優秀な農地なんです。だから、そういうふうなところの農地をつぶしてコンクリで固めるとかアスファルトで固めるということに、一遍に雨が降ったらどっと下流の川に、中小河川に流れてくるということで、やっぱりあれだけ広い駐車場とか建物をしたら木を植えるとかね。例えば県庁の前の駐車場に、スダチを植えるとは言いませんけど、ああいうふうにやっぱり木を植えて、地球温暖化とかそういうふうなのにもした方がいいと思うんです。

例えば、今藍住町でもコーナンとヤマダ電機の間にもまた大きなスーパーが来るといううわさがあるんですけど、そういうふうなので次々商業地が整備されてますけど、まず次から次へああいうスーパーが来ると、とてもじゃない、行政の河川の土木工学だけではとてもじゃない、手に負えんような状態になってくると思うんです。だから、そういうふうなので、やっぱりある程度広いコンクリで固めたところはいろいろ緑を植えて、下流の人もある程度協力せんと山を整備整備言うても、山はとてもじゃないし、我々も、私も農業をやってますけどね、大体我々60代前後の団塊の世代が終わると農家の人はほとんどなくなって、はっきり言うて廃農という悲劇がもう目の前に出ているんです。そういうことで少しでも下流の人協力していただきたいと思います。

○ファシリテータ

わかりました。ありがとうございます。

今日は進行を後ろの時計、横の時計でやっておりますからもうちょっとありますがいかがでしょうか。ございませんか。はい、わかりました。では、今日はこれで閉じたいと思いますが、皆さん長時間にわたりまして本当にありがとうございました。この青い紙のもう1枚に匿名意見によるものがありますが、もしありましたら前のコモンズ席まで来てお

出しいただきますようお願いいたします。本日は進行をコモンズがさせていただきました。  
どうもありがとうございました。

では、進行の方を事務局の方にかわりたいと思います。

○司会

澤田さん、どうもありがとうございました。

皆様、本日は熱心なご意見誠にありがとうございました。本日いただきましたご意見等は十分に尊重し、今後の吉野川水系河川整備計画にできる限り反映していきたいと存じます。また、本日、配付資料の中に意見記入用紙を準備いたしておりますので、ご記入の方は受付付近の意見回収箱にご投函ください。それでは、以上をもちまして第2回吉野川流域住民の意見を聴く会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

[午後 6時 0分 閉会]